

第Ⅱ章 「目標を定め重点的に取り組む項目」の計画検討の深化

Ⅱ-1 大規模公園エリアを核とした沖縄振興拠点の創出

1. 振興拠点における戦略的な拠点形成手法の検討

行程計画の「振興拠点における戦略的な拠点形成手法の検討」の一部として、令和5年度は「沖縄の特性を活かした導入機能の洗い出し」の一部を実施した。

(1) 沖縄の特性を活かした導入機能の洗い出し

跡地利用の導入機能の可能性としては、国家プロジェクトの目玉やカーボンニュートラルモデル都市等を深掘し、他地域との差別化を図るとともに、平和の象徴に相応しい国家レベルでの跡地利用の導入機能の可能性について検討した。

1) 国家レベルでの跡地利用の導入機能の可能性を検討

国が係わる規模の導入機能については、国際イベントのほか、内閣府の沖縄政策や新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）を参考として、普天間飛行場跡地への導入の可能性のある導入機能・プロジェクトを整理した。

①国際イベントの導入可能性

国際イベントは、イベントテーマに応じた世界基準の高質なインフラ整備を同時に実施することができ、開催日程に間に合うように強力な事業推進が行われる。普天間飛行場跡地では、“みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり”をテーマに緑豊かなまちづくりを進めており、また、広大な敷地を工区分けによって段階的に整備を進めていくことも考えられ、区域の一部で「国際園芸博覧会」の開催することが想定される。

表Ⅱ-1-1 国際イベントの導入可能性

振興施策	施策内容	普天間飛行場跡地の導入可能性
オリンピックの誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック競技大会は、スポーツを通じた人間育成と世界平和を究極の目的としたスポーツの祭典。東京都：事業費3兆6845億円（インフラ含む）、観客・スタッフ移動数約92万人/日（当初見込み） ・アジア競技大会は、オリンピックと目的を同じとするアジア版オリンピック。（2026年に名古屋市で開催予定）愛知県・名古屋市：事業費1405億円、観客・スタッフ移動数約10万人/日見込み ※いずれも誘致活動を含め、10数年の準備期間を要する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の負担額は1/4 ・開催期間(約半月)が短く、短期間に多くの入場者を賄う必要がある。 ・陸路のない沖縄県での開催は不利となる。
国際博覧会の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・万博は、世界中からたくさんの人やモノが集まるイベントで、地球規模のさまざまな課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる国際博覧会。（2025年に大阪市で開催）大阪府・大阪市【事業費】1兆3,331億円（インフラ含む予測）【来場者数】10～20万人見込み ・国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に、AIPH（国際園芸家協会）、BIE（博覧会国際事務局）の認定を受けて開催する国際的博覧会。（2027年に横浜市で開催）横浜市【事業費】680億円予想【来場者数】5～7万人/日程度見込み ※国際博覧会も、準備～認定～開催まで、10数年の準備期間が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・負担額は国、県・市、民間で3等分。 ・世界に誇る高質なインフラ整備を含め、強力な事業推進が可能。 ・開催期間は6ヶ月。 ※ただし、1日5～7万人程度(横浜花博)の来場者を想定すると、那覇空港の拡張整備が必要。

②アジア経済戦略からの導入機能・プロジェクト

沖縄県は、アジア・太平洋諸国の人口20億人のマーケットの中心に位置し、各国と日本国内の各主要都市を結ぶハブ的役割を担うことが考えられ、普天間飛行場跡地に産学官金が連携する世界に開かれた国際交流拠点形成し、アジア・太平洋地域のリーディングシティとなる可能性を有している。国際交流拠点には、プラットフォーム機能やビジネス・コンシェルジュ機能を導入し、観光や物流等の経済、科学技術、環境、保健・医療、教育及び文化、平和等の様々な分野での多角的交流の推進が期待される。

表Ⅱ-1-2 アジア経済戦略からの施設の導入可能性

振興施策	施策内容	普天間飛行場跡地の導入可能性
国際交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> 観光・リゾート産業や情報通信関連産業、農林水産業、加工交易型産業、国際物流関連産業、健康バイオ産業、環境関連産業等の沖縄県の重点産業を中心として、アジア・太平洋諸国との国際交流の場を提供。 企業の国際参入の機会や新たなビジネスモデルの創出、共同研究を促進。 	国際交流拠点には、各種企業や研究施設、行政施設、金融機関などの集積が必要。大規模な敷地を有する普天間飛行場跡地での形成が適している。
アジアにおけるビジネスネットワーク拠点「プラットフォーム沖縄」の構築	<ul style="list-style-type: none"> 県海外事務所の機能強化やジェトロ（日本貿易振興機構）等の関係機関、民間企業との有機的な連携により、県内企業等のアジア展開を促進する体制を構築。 県事務所を設置する台北・香港・上海・北京・シンガポールを、現地情報の収集、人脈の構築や交流、沖縄のビジネス情報の発信等を通じてアジアとのビジネス交流を加速化。 	ビジネスネットワーク拠点となるプラットフォームを設置。
ビジネス・コンシェルジュ沖縄の構築	<ul style="list-style-type: none"> “ビジネス・コンシェルジュ”的情報窓口機能や一元的な情報発信を担うワンストップ情報提供機能の整備を早急に推進。 県内企業が海外企業との取引などについて相談できる貿易相談窓口を整備。 	情報窓口機能や一元的な情報発信を担い、貿易相談窓口となるビジネス・コンシェルジュを設置。

《沖縄県アジア経済戦略構想のイメージ図》



引用：沖縄県アジア経済戦略構想パンフレット（沖縄県 HP）

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1011892/1023578/1011906.html>

③最先端技術の導入機能・プロジェクト

普天間飛行場跡地は、「世界に誇れる優れた環境の創造」を将来像に掲げており、国内の先導的な地区として、カーボンニュートラル（CN）の最先端技術の導入を図る必要がある。これらの実現を図るためには、普天間飛行場跡地に適した企業とのマッチングを経て、スーパーシティやスマートシティを申請し、実現化を図ることが想定される。

表Ⅱ-1-3 最先端技術の導入可能性

振興施策	施策内容	普天間飛行場跡地の導入可能性
スマートグリッド事業	・スマートグリッド導入に向けた検討組織を設置し、地区内エネルギーの地産地消を実現。	カーボンニュートラルの最先端技術の導入を図るため、各分野の企業の参画を経て、スーパーシティ・スマートシティによって実現。
次世代モビリティ事業	・自動車メーカーの協力のもと、官民連携の方法や役割を定め、次世代モビリティ導入を実現。	
エリアエネルギーマネージメントシステム	・普天間飛行場跡地内の全ての建物や公共インフラが連動し、情報共有が可能なエリアエネルギーマネージメントシステムを導入。	

【参考】スーパーシティ・スマートシティ構想

- ・スーパーシティ／スマートシティ構想とは、令和2年の国家戦略特別区域法改正により、新たに国家戦略特区の一類型として「スーパーシティ型国家戦略特区」が創設され、大胆な規制緩和を行うとともに、複数分野のデータ連携と先進的なサービスの提供により未来の生活を先行して実現する「まるごと未来都市」を目指すものとしている。
- ・スーパーシティでは、遠隔教育、遠隔医療、電子通貨システムなど、AIやビッグデータを効果的に活用した先進的なサービスを実現しようとする、どうしても各分野の規制改革を、同時一体的に進めなければならないため、大胆な規制改革を行うことを目的としている。
- ・スーパーシティ／スマートシティ構想は、国が提案を募り、その中から認定が行われるものであるが、規模や内容の定めはなく、市町村の「困った」が最先端技術を用いて解決され、民間のノウハウや資金、技術力を活用したものであれば小規模であっても良いこととなっている。



引用：スーパーシティ・デジタル田園健康特区について（内閣府地方創生推進事務局）
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity.pdf>

④学術研究・人材育成からの導入機能・プロジェクト

普天間飛行場跡地においては、産学官金の連携による国際交流拠点を目指すこととし、その中において国際的な学術研究・観光拠点の形成を目指し、大学院大学や琉球大学をはじめとする県内の大学や研究機関等の民間企業との連携を強め、企業との共同研究、新たなビジネスを創出する場を提供することが考えられる。

また、義務教育の段階から、大学や企業の外国人研究者と交流する環境を整え、国際社会で活躍できる人材の育成や、優秀な人材を県内に止めるためのインターナショナルスクールを導入することも考えられる。

表Ⅱ-1-4 学術研究・人材育成からの施設の導入可能性

振興施策	施策内容	普天間飛行場跡地の導入可能性
学術研究・交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的研究機関として、新たな発想を持った世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核とした大学、公的研究機関、民間研究所などの整備充実に努め、科学技術を集積。 ・沖縄における国際的な学術研究・観光拠点の形成を目指し、琉球大学をはじめとする県内の大学、国及び沖縄県の研究機関等の整備や研究開発機能の充実強化。 ・大学の研究成果を移転するTLO（技術移転機関）の創設を支援し、地域産業への速やかな技術移転を促進するとともに、大学の知的資産や大学で開発された技術を活用した大学発ベンチャーの創出を推進。 	県内の大学のサテライトまたは一部学部の参画を促し、企業との共同研究、新たなビジネスを創出する場を提供。
小・中・高等学校のインターナショナルスクールの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の段階から、大学や企業の外国人研究者と交流する環境を整え、国際社会で活躍できる人材の育成や、優秀な人材を県内に止めるため、インターナショナルスクールを導入。 ・沖縄県では、国内から既存のインターナショナルスクールを求めて移住するケースが増加しており、需要は高い。 	国際交流が盛んな沖縄県への国民の関心は高く、インターナショナルスクールの導入可能性は高い。

表Ⅱ-1-5 特区・地域制度による施設の導入可能性

【観光地形成促進地域】	
観光地形成促進地域は、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成を図るため、国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の整備を促進することを目的とする	
対象範囲	沖縄県全域
支援概要	①投資税額控除 ・控除率：機械装置15%、建物等8%※限度額あり、4年間繰越可 ・取得下限額：機械装置100万円超、建物等1,000万円超 ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用 ※取得価格の合計額は20億円を限度、税控除は法人税額の20%を限度 ②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等
対象事業	スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設（※令和4年度から庭球場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリナー、ダイビング施設、博物館、美術館、海洋療法施設は除外）
【情報通信産業振興地域】	
情報通信産業振興地域は、沖縄県の情報通信産業の振興を目的として、知事の認定を受けた事業者が、指定地域で、機械・装置、特定の器具・備品、建物等を取得した場合の税制上の特例措置や中小企業信用保険法等の特例、融資制度を活用可能とする	
対象範囲	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
支援概要	①投資税額控除 ・控除率：機械装置等15%、建物等8%、構築物（LNGサテライト設備）8% ※限度額あり、4年間繰越可 ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超 ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用 ②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等
対象事業	税制上の特例措置の対象となる事業は、「電気通信業」「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット付随サービス業」のみ

【国際物流拠点産業集積地域】	
急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のもづくり企業や高機能型物流企業等の国際物流拠点産業の集積を図る	
対象範囲	糸満市、浦添市、宜野湾市、那覇市、豊見城市、うるま・沖縄地区（うるま市及び沖縄市内で一部拡充）
支援概要	<p>①所得控除（40％控除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用 ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用 <p>②投資税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率：機械装置15％、建物等8％※限度額あり、4年間繰越可 ・取得下限額：機械装置100万円超、建物等1,000万円超 ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用 <p>③特別償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却割合：機械装置50％、建物等25％※限度額あり ※取得下限額並びに県知事による認定及び主務大臣による確認は②と同様 <p>④保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、関税の選択課税等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣による所要の認定を受けた場合に適用 <p>⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等</p>
対象事業	製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、デザイン業、電気業、自然科学研究所、特定のガス供給業

【産業イノベーション促進地域】	
DXの推進により製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源や再生可能エネルギーを活用した新事業の創出等に特に寄与する事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化を促進	
対象範囲	沖縄県全域
支援概要	<p>①投資税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率：機械装置等15％、建物等8％、構築物（LNGサテライト設備）8％ ※限度額あり、4年間繰越可 ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超 ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用 <p>②特別償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償却割合：機械装置等34％、建物等20％、構築物（LNGサテライト設備）20％ ※限度額あり ※取得下限額並びに県知事による認定及び主務大臣による確認は①と同様 <p>③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等</p>
対象事業	製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、デザイン業、電気業、自然科学研究所、特定のガス供給業

2) 普天間飛行場跡地での導入可能性の整理

跡地利用の導入機能の可能性としては、国家プロジェクトの目玉やカーボンニュートラルモデル都市等を深堀し、他地域との差別化を図るとともに、平和の象徴に相応しい国家レベルでの跡地利用の導入機能の可能性について検討した。

表Ⅱ-1-6 国家レベルでの導入可能性の検討

分野	導入可能性の検討	具体的な検討イメージ
①国際イベント開催の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・国際イベントでは、イベントテーマに応じた世界基準の高質なインフラ整備を同時に実施することができ、開催日程に間に合うように強力な事業推進が行われる。 ・普天間飛行場跡地では、“みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり”をテーマに緑豊かなまちづくりを進めており、また、広大な敷地を工区分けによって段階的に整備を進めていくことも考えられ、区域の一部で「国際園芸博覧会」の開催することが想定される。 	○国際園芸博覧会の実現性の検証
②アジア経済戦略からの導入機能・プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県は、アジア・太平洋諸国の人口 20 億人のマーケットの中心に位置し、各国と日本国内の各主要都市を結ぶハブ的役割を担うことが考えられる。 ・普天間飛行場跡地に産学官金が連携する世界に開かれた国際交流・協力の拠点形成し、アジア・太平洋地域のリーディングシティとなる可能性を有している。国際交流拠点には、プラットフォーム機能やビジネス・コンシェルジュ機能を導入し、観光や物流等の経済、科学技術、環境、保健・医療、教育及び文化、平和等の様々な分野での多角的交流の推進が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流拠点（新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）の普天間飛行場跡地への導入 ○ビジネスネットワーク拠点となるプラットフォーム機能の導入 ○ビジネス・コンシェルジュ機能の導入
③最先端技術の導入機能・プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場跡地は、「世界に誇れる優れた環境の創造」を将来像に掲げており、国内の先導的な地区として、カーボンニュートラル（CN）の最先端技術の導入を図る必要がある。これらの実現を図るには、普天間飛行場跡地に適した企業とのマッチングを経て、スーパーシティやスマートシティを申請し、実現化を図ることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーシティ・オープンラボへのメンバー加入・企業とのマッチング ○スーパーシティ・スマートシティの申請
④学術研究・人材育成からの導入機能・プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場跡地においては、産学官金の連携による国際交流拠点を目指すこととし、その中において国際的な学術研究・観光拠点の形成を目指し、大学院大学や琉球大学をはじめとする県内の大学や研究機関等の民間企業との連携を強め、企業との共同研究、新たなビジネスを創出する場を提供することが考えられる。 ・また、義務教育の段階から、大学や企業の外国人研究者と交流する環境を整え、国際社会で活躍できる人材の育成や、優秀な人材を県内に止めるためのインターナショナルスクールを導入することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業との共同研究、新たなビジネスを創出する学術研究・観光拠点(新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)の普天間飛行場跡地への導入 ○インターナショナルスクールの導入

分野	導入可能性の検討	具体的な検討イメージ
<p>⑤ 沖縄県の特 区・地域制度 による導入機 能</p>	<p>【観光地形成促進地域】 観光地形成促進地域は、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成を図るため、国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設を整備。</p>	<p>○ 国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の誘致</p>
	<p>【情報通信産業振興地域】 情報通信産業振興地域は、沖縄県の情報通信産業の振興を目的として、知事の認定を受けた事業者に対し、税制上の特例措置や中小企業信用保険法等の特例、融資制度を活用可能とする。</p>	<p>○ 情報通信産業企業の誘致</p>
	<p>【国際物流拠点産業集積地域】 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業や高機能型物流企業等の国際物流拠点産業の集積を図る。</p>	<p>○ 高付加価値型のものづくり企業や高機能型物流企業等の誘致</p>
	<p>【産業イノベーション促進地域】 DXの推進により製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源や再生可能エネルギーを活用した新事業の創出等に特に寄与する事業を行う企業の集積を図る。</p>	<p>○ 地域資源や再生可能エネルギーを活用した新事業を創出する企業の誘致</p>

2. 公共施設の導入可能性の検討

行程計画の「公共施設の導入可能性の検討」の一部として、令和5年度は「関連計画及び周辺地域の不足施設の把握」の一部を実施した。

(1) 関連計画及び周辺地域の不足施設の把握

周辺地域の不足施設については、県計画での位置づけや宜野湾市内の公共施設の立地状況及び施設の老朽度・再編計画、市民ニーズ等を踏まえ把握した。

1) 普天間飛行場跡地への公共施設の導入可能性

普天間飛行場跡地周辺における公共施設の導入可能性については、表Ⅱ-1-7の施設の立地可能性が考えられる。

表Ⅱ-1-7 普天間飛行場跡地への導入が考えられる施設・プロジェクト

分野	導入が考えられる施設・プロジェクト	
①広域的観点から必要とされる導入機能 (県レベルの公共施設)	広域医療施設の導入	キャンプ瑞慶覧返還地区(西普天間住宅地区)での導入を推進
	広域防災施設の導入	普天間飛行場跡地は、災害リスクの危険性が少ない場所であり、重要港湾である那覇港湾と中城港湾の中間に位置し、広域防災の観点において拠点配置に適した場所であることから、広域防災施設の導入が考えられる。
②普天間飛行場跡地周辺に不足する公共施設の導入機能 (市レベルの公共施設)	市庁舎を含む市民利用施設(市民センター等)の導入	市レベルの公共施設としては、特に市役所庁舎は主要施設であり老朽化も進んでいることから、普天間飛行場跡地内への移転が考えられる。※

※宜野湾市では、市レベルの公共施設の土地先行取得を進めている。現在、学校用地、児童厚生施設用地、市庁舎用地を対象とし、今後、行程計画に合せて(～R13)、消防庁舎、社会福祉施設、保健センター、図書館、博物館、総合運動場を追加検討している状況。

(先行取得対象施設の選定視点)

- ✓ 主要な都市基盤
- ✓ 計画人口や基本的に求められる機能、広域的なポテンシャルから想定される都市機能、政策的に立地を誘導すべき都市機能
- ✓ 普天間飛行場が中央に位置することから市内各地へ分散して立地しており、非効率的な市民サービスを生じている都市機能(施設の老朽化も考慮)

2) 普天間飛行場跡地での導入イメージ

普天間飛行場跡地での導入機能については、令和6年度以降も継続して検討することとし、導入可能性のある機能に対して今後の取組方針を示す。

表Ⅱ-1-8 公共施設の導入可能性の検討

分野	導入可能性の検討	具体的な検討イメージ
①広域的観点から必要とされる導入機能 (県レベルの公共施設)	普天間飛行場周辺においては、広域医療施設が不足している状況にあるが、キャンプ瑞慶覧返還地区(西普天間住宅地区)での導入が予定されている。	○広域医療施設との連携
	普天間飛行場跡地は、災害リスクの危険性が少ない場所であり、重要港湾である那覇港湾と中城港湾の中間に位置し、広域防災の観点において拠点配置に適した場所であることから、広域防災施設の導入を図る。	○広域防災施設の導入
②普天間飛行場跡地周辺に不足する公共施設の導入機能 (市レベルの公共施設)	市レベルの公共施設としては、特に市役所庁舎は主要施設であり老朽化も進んでいることから、普天間飛行場跡地内への移転が考えられる。※	○市庁舎を含む市民利用施設(市民センター等)の導入

※前頁参照

3. 大規模開発に導入可能な最先端技術の検討

行程計画の「大規模開発に導入可能な最先端技術の検討」の一部として、令和5年度は「大規模開発に導入可能な最先端技術の情報収集」を実施、「SDGs アクションプランを踏まえた取組や仕掛けの検討」の一部を実施した。

(1) 大規模開発に導入可能な最先端技術の情報収集

1) 分野別の施策に関する最先端技術

最先端技術に係る情報収集では、カーボンニュートラルやモビリティサービス、グリーンインフラなどのまちづくりに係る最先端技術と、DX やデジタルツインといった情報通信・合意形成活動に使用するデジタル技術など多岐にわたる。

このため、大規模プロジェクトに配慮すべき分野別施策を設定し、各施策における最先端技術について、内閣府や国土交通省、環境省などが作成する資料を中心として情報収集を行い整理した。

カーボンニュートラル	①エネルギーの地産地消	・特定エリア内の電力の配電系統の分断 ・域内のエネルギー地産地消への取組
	②再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電・風力発電の技術向上
	③建築物による省エネ化	・建物の ZEB・ZEH 化への取組
	④環境に配慮した民間都市開発	・屋上・壁面緑化による温暖化対策 ・環境や防災に配慮した優良な民間都市開発への支援
交通環境	①新たな交通のモビリティイノベーション	・LRT・BRT の導入によるモビリティイノベーション ・次世代モビリティによるモビリティネットワーク
	②低炭素型地域モビリティモデル	・官民連携によるシェア型マルチモビリティサービス ・グリーンスローモビリティの導入
	③スマートモビリティの導入	・ライフサポート型 MaaS 構築 ・自動運転技術の開発の見直し
環境創造	①グリーンインフラの社会実装の推進	・雨水貯留・浸透等による防災・減災対策 ・戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成
	②官民連携による公園整備・管理運営の推進	・P-PPF 事業による公園整備及び管理運営 ・「観光+国立公園」によるゼロカーボンパーク
情報・通信	①スマートコミュニティ事業	・Fujisawa サステナブル・スマートタウン ・3D 都市モデルによる環境評価
	②エリアエネルギーマネジメントシステム	・エネルギー関連データプラットフォームの構築 ・エリアエネルギーマネジメントシステムの開発
DX・シミュレーション	①スマートプランニングの高度化	・デジタルツインの構築による地区内の IoT 化 ・3D 都市モデルによる環境評価
	②プロジェクトシミュレーション	・プロジェクトシミュレーション
その他	①ライフワークバランスへの対応	・サテライトオフィスによるテレワーク環境の構築 ・グリーントランスフォーメーション（GX）への対応
	②民間企業による先導的取組	・官民連携プラットフォームによるスマートシティの推進 ・PPA モデルによる再生エネルギー利用

図Ⅱ-1-3 分野別施策と最先端技術の事例

主な参考資料：カーボンニュートラルの実現に向けた国土づくり（国土交通省）
都市行政におけるカーボンニュートラルに向けた取組事例集（国土交通省）
カーボンニュートラル 2050 を実現する都市の技術・政策システムにむけて
（社会資本整備審議会・交通政策審議会技術部会資料：東京大学藤田教授）

2) 各施策の最先端技術

カーボンニュートラル

① エネルギーの地産地消

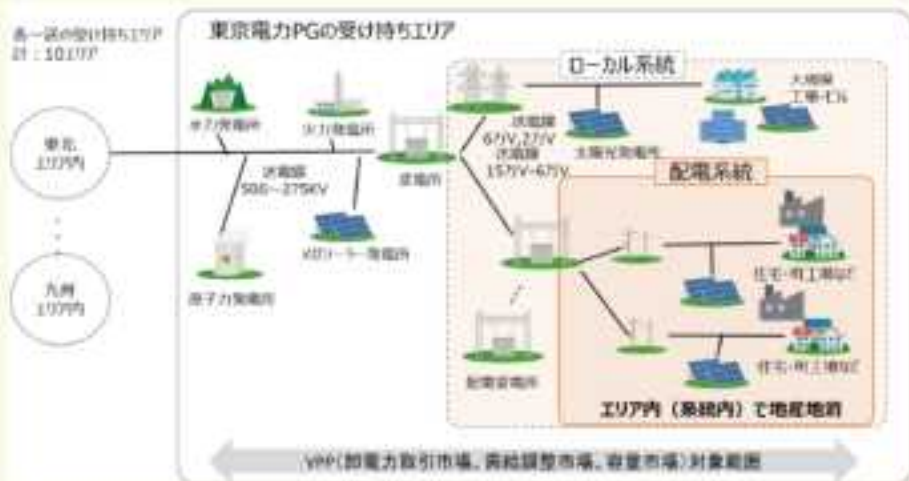
＜特定エリア内の電力の配電システムの分断＞

東京電力パワーグリッドでは、発電所から需要家に電気を供給する役割（一般送配電事業）を担っており、電圧と周波数を維持している。今回の取組では、市内で発電した再エネ電力を活用し、エネルギーの地産地消を進めている。その際、再エネ電力を活かし、需要と供給を調整する仕組みとして、「地域需給バランス・取引システム」の構築を行う。

これにより、再エネ電力の受入がより効率的になり、地域の再エネ率を高めて、都市のカーボンニュートラルにつなげていく。

配電系統内で電力の需要または供給が過多になると系統混雑が発生する。

このため、配電系統内の地域資源である分散エネルギーリソース DER、VPP 等を活用し、配電系統内の需給・潮流バランスを取りながら、再生可能エネルギーの地産地消を促進することで、系統の再エネ受入量の増加、系統混雑回避の同時達成が可能となっている。



引用：東京電力パワーグリッド資料

＜県内のエネルギー地産地消への取組＞

沖縄県には、県のエネルギー計画である「沖縄県グリーンエネルギー・イニシアティブ」がある。

このイニシアティブでは、2050年度の脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの低炭素化・自立分散化・地産地消の3つの基本目標を定め、2030年度の将来像として掲げる「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」の実現を目指している。

沖縄県と沖縄電力は、2020年12月、「2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定」を締結し、脱炭素に向けた機運の醸成とSDGs推進のため、緊密に連携・協力していくことを表明した。IT産業集積エリア「沖縄IT津梁パーク」(沖縄県うるま市)では、NTTデータグループが施設のカーボンニュートラル化を働きかけ、地元エネルギー企業と共同で、エネルギーの地産地消を推進していくことで合意した。

沖縄県産の資源を活用した地産地消型のCO₂フリーメニュー



引用：沖縄電力プレス発表資料

カーボンニュートラル

②再生可能エネルギーの導入

《太陽光発電・廃熱発電の技術向上》

沖縄県の再生可能エネルギーは、地形条件から地熱発電や水力発電の供給量は少なく、太陽光発電が大半を占め、バイオマス発電の割合が近年高まっている。

県内の再生可能エネルギーは、今後も太陽光発電が中心になると考えられるが、近年における太陽光発電の技術革新はめざましい。

太陽光発電で特に注目されるのは、ペロブスカイト太陽電池で、数年後には実用化される見込みである。また、シリコンパネルもモジュール変換効率が40%を超える見込みで、今後も再生可能エネルギーの主力となることが考えられる。更に、太陽光パネルの設置箇所は、建物の壁面や窓ガラス、路面内にも広がっている。

この他、注目されるのが下水熱を利用した廃熱発電で、民間企業の参入も可能となり、今後活用が期待される。東京都文京区後楽一丁目地区の地域冷暖房事業では、後楽ポンプ所の未処理下水を活用して、地域冷暖房プラントで冷温水を製造し、ビル等に供給しており、20%の省エネ効果となった。

■再生可能エネルギー電源による系統への電力供給量

	2016	2017	2018	2019
再生可能エネルギー	207,420	226,313	414,080	406,242
水力発電	28,463	28,508	26,499	31,824
地熱発電	0	0	0	0
太陽光発電	9,821	7,228	8,224	3,757
バイオマス発電	20,537	23,565	32,251	49,235
合計	464,432	487,943	481,794	479,820
電力供給量の増加率	5.4%	5.7%	8.0%	5.3%

(単位：MW)

引用：沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ

■駐車場で路面埋込パネルの実証実験 ■壁面に設置された太陽光パネル

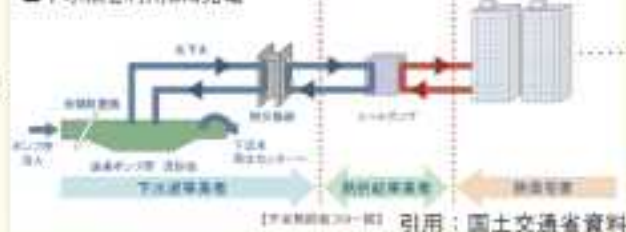


引用：大熊町 HP



引用：名古屋市 HP

■下水熱を利用した発電



【千葉県船橋市コナエ1-1】 引用：国土交通省資料

③建物による省エネ化

《建物の ZEB・ZEH 化への取組》

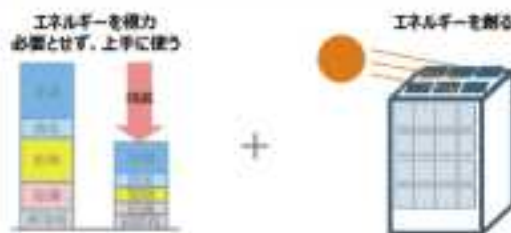
ZEB とは、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物をいう。

ZEH は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のことをいう。

国土交通省は、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、省エネルギー基準適合義務化等の施策を進めていく予定としている。

■ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減



■ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下



引用：国土交通省資料

カーボンニュートラル

④環境に配慮した民間都市開発

＜屋上・壁面緑化による温暖化対策＞

自然との共生、心潤う空間づくりをテーマにした施設である「アクロス福岡」は、建物を都会の中の一つの山と見立て、建物自体を天神中央公園と一体化し、訪れる人々に潤いと安らぎを与える都会のオアシスを創出することを目的に、階段状の斜面に大規模なビル緑化が施されている。

温熱環境実測調査によると、真夏の屋間における赤外放射温度計での測定では、コンクリート表面温度が50度以上にに対し、緑化面は38度と約15度も低い。

WITH HARAJUKUの壁面緑化は、潜在自然植生と地域の在来種で植栽計画がなされ、床面と軒先の緑化で緑が連続的に重なり、緑が身近に感じられるよう配慮されている。

屋上・壁面緑化に対しては、多くの自治体で義務化が進んでおり、緑化の整備費に対する融資・助成制度を設けている市町村も多く、建築物の容積率の緩和・割増をする制度を設けている場合もある。

■ WITH HARAJUKU



引用：国土交通省資料

■アクロス福岡（上：正面全景、下：アクロス山の登山道）



引用：気候変動適応情報プラットフォーム

＜環境や防災に配慮した優良な民間都市開発への支援＞

一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO 機構）によるグリーンアセット等整備支援業務（メザニン支援業務）は、国や市町村が定める特定の区域において行われる環境や防災に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、資金（ローン・社債取得）を提供している。

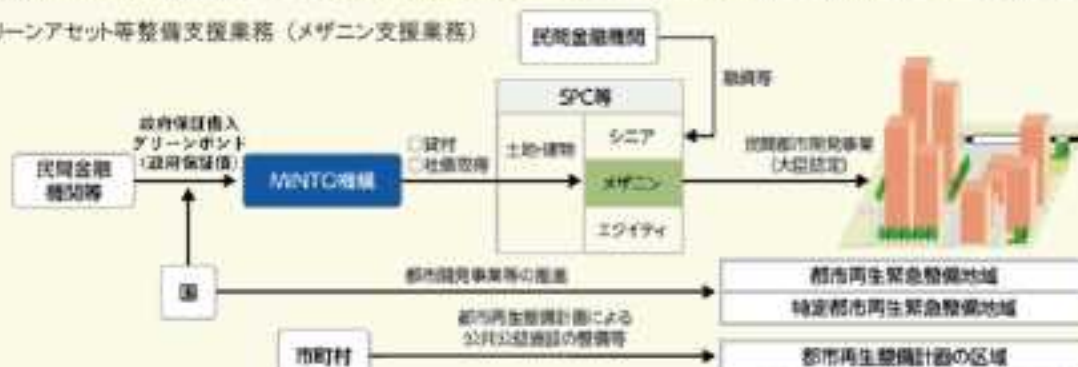
金融機関の提供するシニアローンと事業者等が拠出するエクイティの間に位置し、一般に調達が難しいとされる、いわゆる「ミドルリスク資金」を長期安定的に確保できる。

都市再生緊急整備地域：国が都市再生の拠点として都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定したもの（全国51地域）

特定都市再生緊急整備地域：都市再生緊急整備地域のうち国際競争力強化に資する地域を国が特に指定したもの（全国15地域）

都市再生整備計画：市町村が作成する公共公益施設の整備等に関する計画で、同計画に都市再生整備計画の区域が設定されている

■ グリーンアセット等整備支援業務（メザニン支援業務）



引用：一般財団法人民間都市開発推進機構 HP

交通環境

① 新たな交通のモビリティノベーション

＜LRT・BRTの導入によるモビリティノベーション＞

全国の都市では、カーボンニュートラルの促進、少子高齢化・人口減少下の地域の交通手段の確保のため、地域の実情に応じ、LRT・BRT（バス高速輸送システム）などのCO2排出量の少ない公共交通機関への見直しを行うことが求められている。

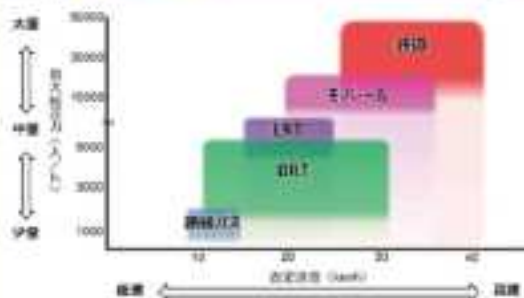
LRT・BRTの導入によって、公共交通が市民生活により身近な存在となり、誰もが安全で快適に生活できる交通環境へと変革を行うモビリティノベーションを進める必要がある。

■モビリティノベーションの将来イメージ



■公共交通輸送モードの比較

名称	鉄道	モノレール	LRT	BRT	路線バス
各種					
導入費用	低	中	高	高	安
ルート設定の特性	高	中	中	中	低



引用：国土交通省資料

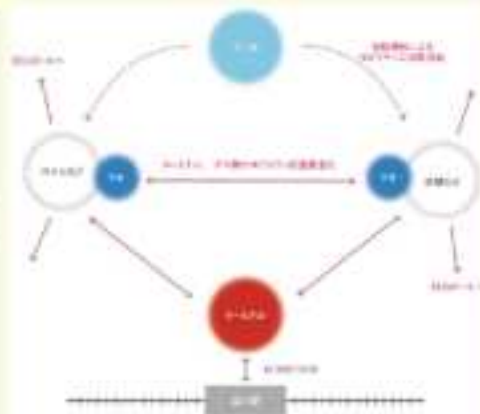
＜次世代モビリティによるモビリティネットワーク＞

次世代モビリティの主力は、小型で利用者による利用のストレスが少なく、安全で快適にいつでも利用できる環境を整えることが重要であり、LRT・BRTなどとの接続、各モビリティへの乗り換えなどを円滑に行うためのモビリティ・ハブの整備も必要となる。

品川駅周辺では、鉄道駅と連動したモビリティネットワークの検討が進められており、品川に訪れたあらゆる人々が次世代モビリティを活用し、シームレスな移動が可能になるモビリティネットワークの構築を目指している。

■主力となる3つの次世代モビリティとモビリティネットワークのイメージ

■モビリティ・ハブの整備イメージ



引用：国土交通省資料

交通環境

②低炭素型地域モビリティモデル

《官民連携によるシェア型マルチモビリティサービス》

さいたま市スマートシティ推進コンソーシアム・大宮プロジェクトチーム」では、「さいたま市スマートシティ推進事業」の実施を通じた地域再エネを活用したシェア型マルチモビリティサービスを実施している。脱炭素先行地域の取組の中で、再生可能エネルギーの導入によるシェア型マルチモビリティによる脱炭素化を図ることを目的とする。

■駅前ステーション



■モビリティステーションのイメージ



■さいたま市スマートシティ推進コンソーシアムの体制



引用：国土交通省資料

《グリーンスローモビリティの導入》

グリーンスローモビリティは、時速 20 km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資する「新たなモビリティ」として期待されている。

全国各地では、グリーンスローモビリティの地域での活用に向けて、地方公共団体を対象に実証調査が実施されている。

■モビリティ・ハブの整備イメージ

【グリスロの特長】

- ①Green・・・電動車を活用した環境に優しいエコな移動サービス
- ②Slow・・・景色を楽しむ、生活道路に向く、重大事故発生を抑制
- ③その他・・・同じ定員の車両と比べて小型、開放感がある、乗降しやすい等

■観光地での実証調査



軽自動車	小型自動車	普通自動車
 4人乗り	 5人乗り	 10人乗り
 4人乗り	 6人乗り	 11人乗り
 4人乗り	 7人乗り	 18人乗り

※11人乗り以上の車両は運転に、本道の運転免許が必要になります。

引用：国土交通省資料

交通環境

③スマートモビリティの導入

《ライフサポート型 MaaS 構築》

MaaSとは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスで、観光や医療等の目的サービス等との連携することにより、移動の利便性向上や地域の課題解決に資する重要な手段。

さいたま市スマートシティ推進事業では、「おみや MaaS」を実現するため、移動+買物等の検索・予約サービスを提供するライフサポート型 MaaS の実証と、サービスで取得したビッグデータのインフラ整備への活用を図るなど、スマートプランニングへの取組みを実施。

■ライフサポート型 MaaS 活用事例（おみや MaaS）



引用：さいたま市スマートシティ推進事業

■MaaS の活用イメージ



引用：国土交通省資料

《自動運転技術の開発の見通し》

国内の自動運転技術は、世界で初めてレベル3を実現するなど着実に技術が進展している。今後は、レベル4の実現、普及拡大が目標となっている。

政府目標としては、2022年度を目途にレベル4移動サービスの実現を図り、2025年度には全国50か所での拡大を目指している。また、高速道路のレベル4の実現についても2025年度を目標としている。

自動運転の実現に向けては、①安全性の向上、②地域の理解、③事業性の確保などの課題があり、社会実験などを通じ、公道での走行実験の蓄積による安全性向上や、地域住民の安心感の形成、サービスによる採算性の確保など、地域と一体となった取り組みが必要不可欠とされている。

2025年度には自動運転の導入が可能となる見通しだが、社会実験の実施など事前の対策が必要である。

■自動運転技術の現状と目標



■自動運転の実現に必要な要素



引用：自動運転の実現に向けた取り組みについて（R5.5）国土交通省資料

環境創造

①グリーンインフラの社会実装の推進

＜雨水貯水・浸透等による防災・減災対策＞

国内各地では、線状降水帯の発生による予想外の局所的な大雨によって、排水処理が追いつかず多くの内水被害が発生している。

局所的な大雨は、今後も激しさを増す可能性があるため、多くの地方自治体が民地内での雨水貯留タンクや浸透槽の設置に対する助成制度を始めている。

沖縄本島では、琉球石灰岩の地下空洞へ吸込穴（ポノール）から地下に浸透することで内水被害はほとんど発生しないが、広大な土地を有する普天間飛行場跡地では、雨水活用を含めた雨水貯留・配水対策が必要である。

■公共施設内と民地内の防災・減災対策



■民地内における雨水貯水・浸透等の対策



引用：雨水流出抑制施設助成制度案内パンフレット（福岡市）

＜戦略的な緑・水の活用による豊かな生活空間の形成＞

三鷹市の事例は、青果市場の跡地を中心に用地を取得し、防災公園を整備した事例である。公園には広大な芝生広場や遊具、市民花壇を備えるとともに、公園地下にはアリーナや屋内プール等を有する総合スポーツセンターを整備し、市民の憩いの空間を形成する一方で、災害時には災害対策本部や支援物資のストックヤード等として活用している。また、隣接するごみ処理施設から、ごみ焼却による電力や温水の供給を受け、省エネ・環境負荷低減を実現している。

二子玉川ライズでは、屋上庭園、みどりの広場、遊歩道等の整備により、積極的に自然環境を創出し、豊かな自然と調和した都心にはない魅力をもった街として人気を集め、来街者が飛躍的に増加した。二子玉川駅の利用者数はここ10年で約30%増加、駅周辺の地価公示価格もH24からR1で約1.33倍まで上昇しており、自然環境の活用による不動産価値の向上が確認された。

■グリーンインフラを活用した豊かな生活空間の創出例



引用：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について（国土交通省資料）

環境創造

②官民連携による公園整備・管理運営の推進

＜P-PFI 事業による公園整備及び管理運営＞

P-PFI 事業は、民間事業者に対し、都市公園内での収益施設の営業・園内施設の優先的な一体利用を許可する代わりに、収益施設以外の広場や園路等の公共部分整備費の一部（1割以上）を民間事業者に負担させる制度としてH29.6に創設された。

■P-PFI 事業による特例措置と制度を活用した整備イメージ

特例1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・公益施設等計画の認定の有効期間は20年
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の期限を考慮し延長可能
- （設置管理許可の期間の上限は10年のままで、認定期間（上限20年）内は更新を保証）

特例2 建設率の特例（2%→12%）

- ・通車、飲食店、売店等の収益施設の建設率は2%
- ・公営対象公園施設については、体育施設、運動施設等と同様に10%の建設率に向上

特例3 占用物件の特例

- ・認定公営設備等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告等を「利便促進施設」（占用物件）として設置可能



■公園緑地行政の新たなステージへの転換

都市公園	人口増加	高齢化・少子化	経済停滞	地方経済の衰退
都市公園の維持・更新の促進	社会経済の活性化	都市の活性化	社会経済の活性化	都市経済の活性化

我が国の都市が直面している課題の解決に都市公園は如何に貢献すべきか
公園が都市の再興にどう貢献すべきか
公園が都市の再興にどう貢献すべきか

これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ

新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性、最大限引き出すことを重視するステージに移行すべき。

■公園緑地行政の新たなステージへの転換

観点1：ストック効果をより高める

- 都市公園は全国的に見ると一定程度整備されてきた
- 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき
- 都市公園を活性化。また、必要に応じて再整備するという考え方が重要
⇒公園管理者も資産運用を有する時代へ！

観点2：民間との連携を加速する

- 公営の視点だけでなく、民間の視点も必要
- 民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を
⇒民間の視点も必要

観点3：都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 画一的な都市公園の整備は×（広さや3層の建物（店舗、事務所、ブコ）等）
- 画一的な都市公園の管理は×（一律のルール（禁止）等）
- 公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる施設になる
⇒公園のポテンシャルを柔軟に発掘して引き出す！

引用：国土交通省資料

＜「観光+国立公園」によるゼロカーボンパーク＞

ゼロカーボンパークとは、国立公園における電気自動車等の活用、国立公園に立地する利用施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等の取組を進めることで、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりを実現していくエリアとしている。国立公園をカーボンニュートラルのショーケースとし、訪れる国内外の人たちに脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験して頂く場作りを目指している。

■観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）



引用：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について（国土交通省資料）

情報・通信

①スマートコミュニティ事業

＜FUJISAWA サステナブル・スマートタウン＞

『Fujisawa サステナブル・スマートタウン (Fujisawa SST)』は、パートナー企業と藤沢市の官民一体の共同プロジェクトで、1,000世帯もの家族の営みが続くリアルなスマートタウンとして、住人ひとりひとりの暮らし起点の街づくりを実現する。

『Fujisawa SST』では、最初に、エネルギー、セキュリティ、モビリティ、ウェルネスなどの様々な角度から住人の快適性、地域特性や未来の暮らしを考えてスマート・コミュニティライフを提案。次にそれらに最適な家や施設など街全体をスマート空間として設計し、最後に新しい暮らしを支えるスマートインフラを最適構築。

「人」を中心に置いた「暮らし起点」の発想とプロセスで、サステナブルに進化していく。自然の恵みを取り入れた「エコで快適」、そして「安心・安全」な生活が持続する街づくりを実現し、新たなスマートタウン像として国内外へ積極的に展開している。

街の運営に関しては、次世代型の自治組織とタウンマネジメント会社を掛け合わせることで、街をサステナブルに発展させていく。自治組織「Fujisawa SST コミッティ」で住人たちの生の声をすくいあげ、タウンマネジメント会社「Fujisawa SST マネジメント株式会社」が個々のサービスやシステムへと具現化する。

また、パートナー企業や藤沢市、周辺地域の自治体などとの交渉も担当し、住人の要望を具体的に叶え、街が持つ機能を持続的に進化させていく役割を担う。

■Fujisawa モデル



■Fujisawa モデル



引用：Fujisawa SST HP

＜スマートグリッド・スマートコミュニティ事業＞

これからの社会では、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく必要があり、家庭やビル、交通システムを「ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムがスマートコミュニティである。

スマートコミュニティは、風力や太陽光などの再生可能エネルギーが、住宅、ビル、工場、使っていない土地などに大量導入され、自分たちが使うエネルギーを自分たちで作ります。また、電力の需要と供給をITによってコントロールし、コミュニティの中ではエリア間でエネルギーを融通し合うことで、無駄なく安定した電力の活用を可能にすることができるため、大規模プロジェクトにおいては今後導入が必要とされる事業である。

■スマートコミュニティ事業のイメージ



引用：経済産業省資源エネルギー庁 HP

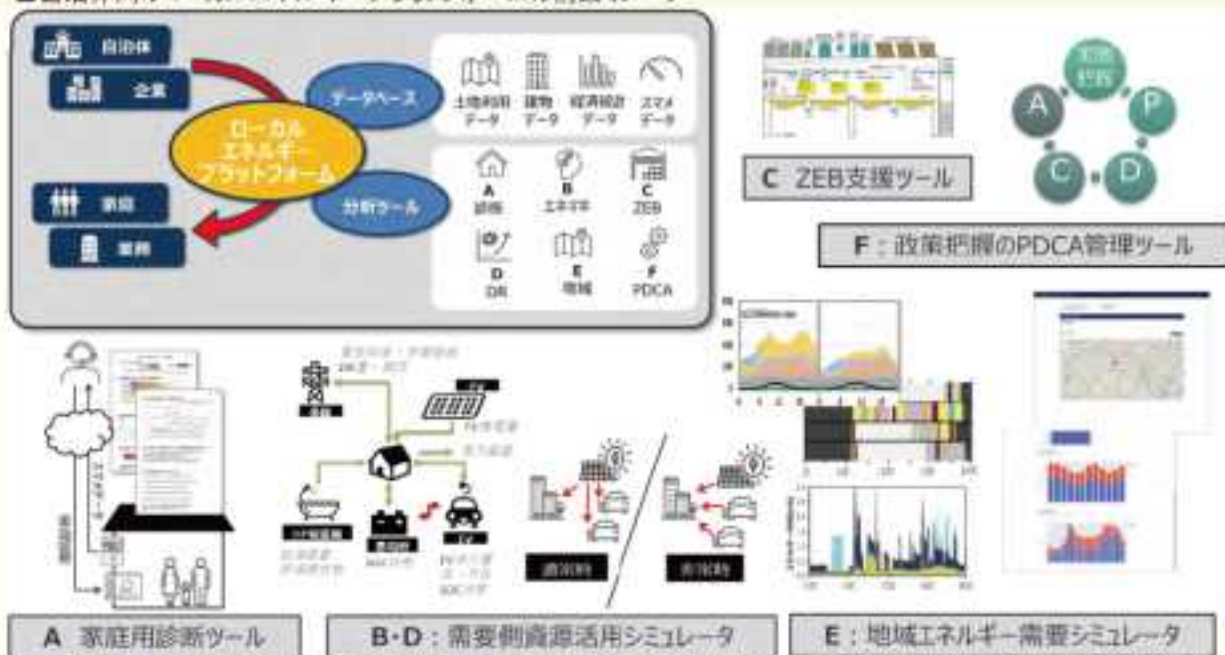
情報・通信

② エリアエネルギーマネジメントシステム

＜エリアエネルギープラットフォームの構築＞

エリアエネルギープラットフォームとは、スマートメータ等の供給側のデータ、空間的・時間的解像度の高いシミュレーション等による将来予測データ、基礎自治体が有する都市計画等の関連データを融合させ、自治体レベルでのカーボンニュートラル政策を検討するためのデータ整備を行うものである。

■自治体向けローカルエネルギープラットフォームの構築イメージ



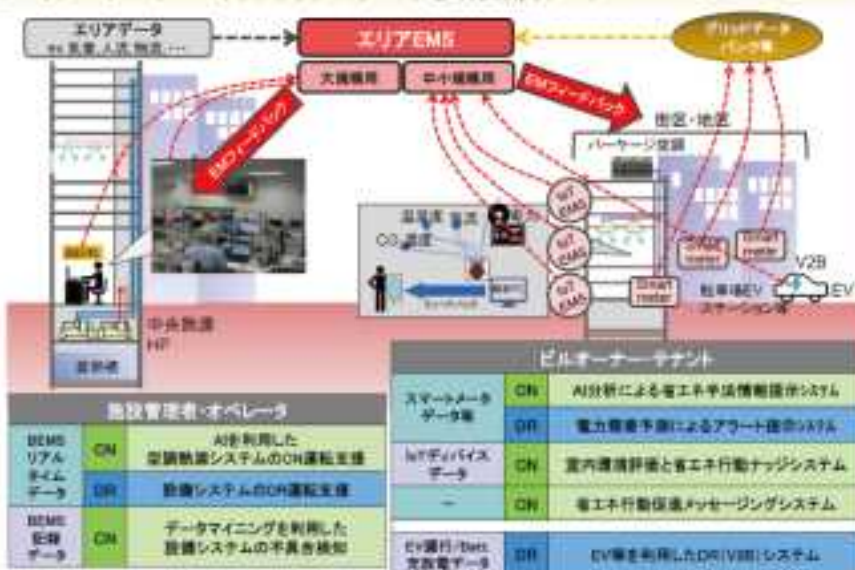
引用：スマートエネルギーマネジメントシステムの構築社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（内閣府資料）

＜エリアエネルギーマネジメントシステムの開発＞

既存建築物のエネルギーデータの粒度は、ビルの規模やエリアによって異なるため、エネルギーデータ粒度に応じたエリアエネルギーマネジメントシステムを開発することが必要である。

都市における実際のビルにおいては、開発システムの実証実験を行い、それらの実装を目指すとともに、エネルギーマネジメントの事業化スキームを検討し、グリッドデータの活用を前提として、街区単位でEMSを導入したエネルギーマネジメントサービスの構築を図るものである。

■エリアエネルギーマネジメントシステムの地域展開イメージ



引用：スマートエネルギーマネジメントシステムの構築社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（内閣府資料）

DX・シミュレーション

①スマートプランニングの高度化

《デジタルツインの構築による地区内のlot化》

高精度なマッピング手法の開発に関しては、携帯端末位置情報や環境IoTセンサーなどのビッグデータと地理情報システムを活用し、AI手法を活用して交通・建築関係のビックデータを解析することで、建築や交通におけるエネルギー利用から炭素排出量を推定する炭素マッピング手法を作成し、将来のスマート技術導入を構想する各種シナリオについての炭素削減効果を評価する研究に応用する。

建築や交通に関する3D都市モデルは、デジタルツイン空間での未来都市の統合シミュレーション手法を開発する際の基盤情報として活用し、それに対応するメタバースで未来都市を体験する新たな都市デザイン手法に関する研究を行うことができ、①カーボンニュートラルと快適性を同時実現する建築・交通・行動変容のシミュレーション、②自動運転EV、空飛ぶクルマを統合活用する観光・防災活動に関するシミュレーション、③PV・蓄電池・EVを導入する事業効果を交通・建築分野を統合してエネマネの観点から最適化するシミュレーションなどの分析が可能となる。

普天間飛行場跡地においては、計画段階において、事業後の地区内の風の流れや交通シミュレーション、電力供給シミュレーションなど様々な検討に活用できる。また、事業後においては、スマートコミュニティやエアーマネジメントでのデータ活用が大きく貢献することになる。

■都市のデジタルツイン空間における統合的シミュレーション技術の開発



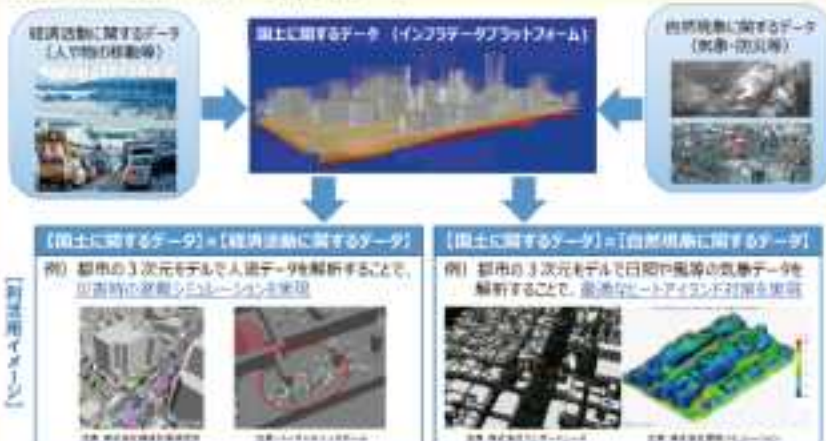
引用：スマートエネルギーマネジメントシステムの構築社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（内閣府資料）

《3D都市モデルのデータ構築》

3D都市モデルでは、自治体が生産したインフラデータと、民間企業の経済活動に関するデータ（ビックデータ等）、気象・防災等に係る自然現象に関するデータをプラットフォームに集約しておくことで、事業や調査、プロジェクトなどでの様々な利活用が可能となる。

新たな開発事業等にあたっては、既存データに建物や都市基盤情報などを追加することで、事業後の状況を分析することが可能となる。

■3D都市モデルのデータ構築イメージ



引用：国土交通省資料

DX・シミュレーション

②プロジェクトシミュレーション

3D都市モデルにおいては、開発地などにおける事業後の風速・風向などのシミュレーション分析を行ったり、事業中の工事車両の交通シミュレーションなども可能である。

また、跡地利用計画の検討においては、周辺住民の事業による環境変化への不安が発生することから、事業による周辺地域への影響をシミュレーションできる環境を整える必要がある。

《風況シミュレーション》

右図の風況シミュレーションは、既成市街地における気温、湿度、黒球温度、風向・風速、表面温度を分析したシミュレーションであるが、新市街地が開発された場合の周辺地域における風向きや風速の変化などを確認することが可能であり、周辺住民の合意形成などのツールとして活用できる。

■風況シミュレーション



《風温熱シミュレーション》

特に暑熱対策が急務である都心・近郊市街地では、風温熱に着目し、3D都市モデルの建物形状や土地利用情報を活用して、当該都市空間の将来的な気候変動下の温熱環境をシミュレーション・ビジュアル化するシステムを構築することで、多様なステークホルダー間の円滑な合意形成を支援する手法を開発した。

■温熱環境シミュレーション



《人流シミュレーション》

新たな開発による人流の変化を確認するため、東京都西新宿エリアを対象として3D都市モデルを活用した歩行者行動シミュレーションを実施している。

シミュレーションでは、結果の分析と可視化によって、平常時・イベント実施時等におけるまちの賑わい創出のための施策の検討や検証を支援するためのツールとしての活用が想定される。

■人流シミュレーション



《工事車両の交通シミュレーション》

3D都市モデルの情報を取り込むことで、都市における複雑かつ多様な要素を考慮した工事車両の交通シミュレーターを開発したものである。

都心部の大規模開発における地域住民の安心と円滑な施工の両立を目指す事業者にとっては、周辺地域への影響度合いを確認するツールとして非常に有効なシミュレーションとなる。

■工事車両の交通シミュレーション



引用：PLATEAU

その他

① ライフワークバランスへの対応

《サテライトオフィスによるテレワーク環境の整備》

内閣府は、転職なき移住を実現し、地方への新たな人の流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、サテライトオフィス等の整備・運営・利用促進の取組を行う地方公共団体を支援。

■サテライトオフィスに対する支援

サテライトオフィス 企業等の地方拠点が設置されたオフィス（業務利用、課外利用どちらも含む） 	シェアオフィス 1つのスペースを複数社企業等で共有。サテライトオフィスよりも空室で利用が可能な。 	コワーキングスペース 1つのスペースを複数の個人で共有。共有型のオープンスペースで、各人が独立して仕事をを行う。 
--	--	---

➡ 政府としての促進策を円整（企業向けの企業振ふるさと納税等）

引用：内閣官房デジタル田園都市国家構想（内閣府資料）

《グリーントランスフォーメーション（GX）への対応》

GXとは、Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などのグリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取り組みを指す。近年、地球温暖化による気候変動問題などへの対策として、世界各国では温室効果ガス排出量削減が喫緊の課題となっている。

日本でも、政府が2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロの状態にする「カーボンニュートラル」を目指すとしており、カーボンニュートラルを達成して脱炭素社会を実現するためには、数多くの企業の協力が必要である。

② 民間企業による先導的取組

《官民連携プラットフォームによるスマートシティの推進》

官民連携プラットフォームとは、スマートシティの取組を官民連携で加速するため、企業、大学・研究機関、地方公共団体、関係府省等を会員とする組織で、このプラットフォームを通じて、事業支援、分科会の開催、マッチング支援、普及促進活動等を実施し、会員によるスマートシティに係る取組が活性化するように支援している。

■スーパーシティの構成



引用：国土交通省資料

《PPA モデルによる再エネ電力利用》

PPAとは、電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれ、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO2排出を削減できる仕組みである。

設備の所有は、第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となるので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。

■PPA モデル



引用：国土交通省資料

3) 民間企業による最先端都市モデル

①ロボットやAI技術を駆使した都市モデル事例【ウーブン・シティ(Woven City)】

ウーブン・シティ(Woven City)は、図Ⅱ-1-3に示す最先端技術項目のうち、「カーボンニュートラル」及び「交通環境」分野に特徴のある事例である。

トヨタ自動車株式会社は、ロボットやAI技術を駆使した実験都市（ウーブン・シティ）を開発するプロジェクトをスタートしている。

ウーブン・シティでは、ロボット・AI・自動運転・MaaS・パーソナルモビリティ・スマートホームといった先端技術を人々のリアルな生活環境の中に導入・検証する実験都市を新たに作り上げることを目的に、パートナー企業や研究者と連携しながら、技術やサービスの開発・実証のサイクルを素早く繰り返し、人々の暮らしを支えるあらゆるモノやサービスが情報で繋がることで生まれる、新たな価値やビジネスモデルを見出すとしている。

《ウーブン・シティ構想》

街を構成する3つの“道”

- 1：スピードが速い車両専用の道として、「e-Palette」など、完全自動運転かつゼロエミッションのモビリティのみが走行する道
- 2：歩行者とスピードが遅いパーソナルモビリティが共存するプロムナードのような道
- 3：歩行者専用の公園内歩道のような道



「ウーブン・シティが目指すのは、ヒトやモノ、情報がより活発に動くことのできる「モビリティの拡張」と「未来の当たり前を発明」するための仕組みづくり。「ウーブン・シティ」においては、働く人、住む人、訪れる人各々が“発明者”として、生活する中で感じた困りごとやアイデアを共有。“街”というリアルな生活の場を通して、浮かび上がったアイデアを実現させるまでの方法や効果を暮らしの中でテストしていく。」としている。

この他、「エネオスの知見を活かした水素エネルギーの利活用」や「NTTとのパートナーシップによるスマートシティプラットフォームの実現」など、様々な企業との連携によって都市モデルの構築を目指している。

引用：TOYOTA WOVEN CITY
<https://www.woven-city.global/jpn>

②データプラットフォームによる地区内データの情報共有事例【東京ポートシティ竹芝】

東京ポートシティ竹芝は、図Ⅱ-1-3 に示す最先端技術項目のうち、「情報・通信」分野に特徴のある事例である。

東京ポートシティ竹芝は、新たな国際ビジネス拠点の創出を目的として、東急不動産と鹿島建設が共同開発したソフトバンク本社を有する複合再開発プロジェクトである。

オフィスタワーには、ソフトバンクの最先端テクノロジーが搭載され、オフィスワーカーの利便性・快適性向上やビル管理の効率化につながる仕組みを導入するなど、都市型スマートシティを実現「データのリアルタイム活用」を実現するデータプラットフォーム「Smart City Platform」を開発している。地区内のさまざまな情報を収集し、エリア内の企業やテナントが活用することで、その街で過ごす全ての人々に快適な空間を提供している。

また、竹芝地区において収集した人流データや訪問者の属性データ、道路状況、交通状況、水位などのデータをリアルタイムでさまざまな事業者が活用できるデータ流通プラットフォームや、先端技術を活用したサービスなどを竹芝地区に実装することで、回遊性の向上や混雑の緩和、防災の強化などを実現し、竹芝及び周辺地区の課題解決を目指している。

■竹芝及び周辺地区が目指す姿



■東京ポートシティ竹芝全景



■東京ポートシティ竹芝の情報共有イメージ



引用：ソフトバンク「Smart City Takeshiba」
<https://www.softbank.jp/biz/dx/takeshiba>

③再生可能エネルギーによる電力の地産地消事例【イオンモール株式会社】

イオンモール株式会社の事例は、図Ⅱ-1-3に示す最先端技術項目のうち、「カーボンニュートラル」及び「情報・通信」分野に特徴のある事例である。

イオンモール株式会社は、地域において地産地消の再生可能エネルギーを創出し、施設内で使用する電力は入店する専門店分も含めCO₂を排出しない電力とすることを目指している。2025年までにイオンモールが管理・運営する国内の約160モールで使用する電力を再生可能エネルギーに転換するという目標において、各地域での再エネ直接契約による実質CO₂フリー電力調達から、順次地産地消の再生可能エネルギーへ切り替え、2040年度には直営モールで100%地産地消を実現することとしている。2022年度より太陽光発電から着手し、段階的に風力発電等の他の発電手法や、水素エネルギー、蓄電池等を活用していく。

また、買い物客の参加型の再エネ循環プラットフォームを整え、家庭で発電した電力(余剰電力)をEVでモールに放電、放電量に応じて、環境貢献指数の見える化やポイントなどを進呈する。アプリからアクションレコードを管理し、EVによる再エネの放電だけでなく、植樹活動や廃プラ回収、食品ロスの対策協力など環境貢献活動に対しても数値化を行い、活動する意味の見える化をすることで、買い物客と一体となった地産地消を目指している。

《地域とともに地産地消の再生可能エネルギーを創出》



《家庭で発電した電力をEVでモールに放電し放電量に応じてポイントなどを進呈》



引用：イオンモール株式会社

https://www.aeonmall.com/files/management_news/1671/pdf.pdf

（２）SDGs アクションプランを踏まえた取組や仕掛けの検討

１）国内における SDGs アクションプランの取組状況

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。日本政府は、世界目標の実現のために、翌年12月に『SDGs 実施指針』を策定し、全国自治体の SDGs アクションプラン策定を推進している。

＜SDGs 実施に関する日本政府の取組経過＞

2015年9月	国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」
2016年5月	SDGs 推進本部設置（第1回 SDGs 推進本部会合）
2016年12月	『SDGs 実施指針』策定 （第2回 SDGs 推進本部会合）
2017年6月	『ジャパン SDGs アワード』創設（第3回 SDGs 推進本部会合）
2017年12月	『SDGs アクションプラン 2018』決定、第1回ジャパン SDGs アワード表彰（第4回 SDGs 推進本部会合）
2018年6月	『拡大版 SDGs アクションプラン 2018』決定（第5回 SDGs 推進本部会合）
2018年12月	『SDGs アクションプラン 2019』決定、第2回ジャパン SDGs アワード表彰（第6回 SDGs 推進本部会合）
2019年6月	『拡大版 SDGs アクションプラン 2019』決定（第7回 SDGs 推進本部会合）
2019年9月	SDG サミット 2019 開催 。首脳レベルで過去4年間の SDGs の取組をフォローアップ。安倍前総理は、民間企業の取組や地方創生の取組など国内外における取組を加速させる決意を表明。
2019年12月	『SDGs 実施指針』改定 。『SDGs アクションプラン 2020』決定、第3回ジャパン SDGs アワード表彰（第8回 SDGs 推進本部会合）
2020年10月	「地方公共団体のための地方創生 SDGs 登録・認証等制度ガイドライン」公表
2020年12月	『SDGs アクションプラン 2021』決定、第4回ジャパン SDGs アワード表彰（第9回 SDGs 推進本部会合）
2021年6月	『自発的国家レビュー（VNR）』（『ポストコロナ時代の SDGs 達成に向けて』）決定。→7月に国連で開催のハイレベル政治フォーラム（HLPF）で発表

SDGs の推進にあたっては、国は SDGs アクションプラン（令和5年）を策定し、目標達成に向けた行動計画を示しているが、目標達成には都道府県や市町村などの地方自治体による協力が不可欠であることから、アクションプランの策定推進を進めている。

沖縄県は、令和3年9月に基本的な指針となる「沖縄県 SDGs 実施指針」を策定し、令和5年3月に『おきなわ SDGs アクションプラン』を策定している。

SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業は、地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組の提案を公募・選定する事業である。本事業は第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」の施策の1つとして位置づけられており、前述の「SDGs アクションプラン」では「日本の SDGs モデル」とされている施策である。

SDGs 未来都市は、提案自治体から最大30程度が選定され、自治体 SDGs モデル事業では SDGs 未来都市の中でも特に先導的な取組を10程度選定する。選定された自治体は、国とも連携しながら提案内容をさらに具体化し、3年間の計画を策定するとともに、その達成に向けた取組を積極的に実施するものであり、普天間飛行場跡地利用においては非常に関係性の高い計画となるため、事業実施に向けて取り組みの準備を進めておく必要がある。

2) 沖縄県のSDGs 未来都市の取組状況

① 沖縄県の基本理念

沖縄県では、県民をはじめとする様々なステークホルダーと連携しながら沖縄らしいSDGsを推進していくための基本的な指針を「沖縄県SDGs実施指針」として、令和3年9月に策定し、同実施指針に位置づけた基本理念、優先課題などに対応した具体的なアクションやモニタリングの指標等を「おきなわSDGsアクションプラン」としてまとめている。

「沖縄らしいSDGsの基本理念」については、SDGs推進と県民が描く将来像の実現にあたり「沖縄21世紀ビジョン」と重なることが多いことを踏まえ、残すべき、あるいは残したい沖縄らしさと、変えていくべき沖縄の双方を含有し、継承と変革への沖縄の挑戦を示すものとして定めている。

また、「おきなわSDGsアクションプラン」では、沖縄の歴史的・地理的・自然的・社会的特殊事情を踏まえ、県民アンケートの結果を含めた多様な意見に基づき、12の優先課題及びSDGs推進の目標と実現に向けたアクションを設定している。

＜沖縄らしいSDGsの基本理念＞

平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い、誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現

基本理念は残すべき、あるいは残したい沖縄らしさと、変えていくべき沖縄の双方を含有し、継承と変革への沖縄の挑戦を示すものでもあります。

＜沖縄らしいSDGsの視点＞

- 平和を求める…………… 歴史的特性や住民を巻き込んだ熾烈な地上戦の経験を踏まえた「平和」を希求する意図。
- 時代を切り拓く…………… 県民一人ひとりが次の時代を切り拓く主人公、意欲的に前進し気運に溢れる社会を創造。
- 世界と交流する…………… 県民一人ひとりが交流の主体、多様な交流を展開し魅力あふれる社会を創造する。
- 支え合う…………… 沖縄の伝統に極ざす人と人のつながりを大切にする社会の創造
- 誰一人取り残さない… SDGsの理念、17のゴールの達成に向けて基本となる視点。
- 持続可能…………… 沖縄の魅力や優位性を活かし、経済、社会、環境が調和した経済発展を実現する。
- 美ら島…………… 豊かな自然を守り、次世代、さらに次世代に送りつなげる視点

将来像1	沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島（自然環境、伝統文化等）
将来像2	心豊かで、安全・安心に暮らせる島（健康、子育て、介護・医療、防災等）
将来像3	希望と活力にあふれる豊かな島（産業振興、雇用・人材、観光振興等）
将来像4	世界に開かれた交流と共生の島（国際交流、共生、科学振興、平和発信等）
将来像5	多様な能力を発揮し、未来を拓く島（教育、人材育成等）

図Ⅱ-1-5 「おきなわSDGsアクションプラン」の基本理念と将来像

②「SDGs 推進の目標」及び「実現に向けたアクション」

12 の優先課題及び SDGs 推進の目標と実現に向けたアクションは、12 項目に「SDGs 推進の目標」が設定され、それぞれの実現に向けたアクションが示されている。

《優先課題①》

性の多様性（LGBT 等）、障がいの有無、国籍など、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現（多様性の尊重、個人の尊厳）

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	多様な性を理由とする偏見・差別をなくし、性の多様性が尊重された社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての人の性のありようを尊重し、差別や暴力のない人権が尊重される社会をつくることを県民全体で共有する。 ●地域活動、学校教育、家庭教育、職場などのあらゆる場面で、性の多様性について理解・尊重する機会を増やす。 ●偏見・差別やあらゆる種類の暴力を許さない。
2	障がいをはじめとした課題を持つ全ての人々にとって、協力的で包括的なサービス・アクセスを提供する社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス・製品の開発を含むユニバーサルデザインの普及やバリアフリー化を促進する。 ●障がいのある方の雇用促進と働きやすい職場環境づくり等に取り組み、社会参加を促進する。
3	様々な国の生活・文化が理解され、誰もが住みやすい地域の形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●若者・子どもたちが様々な国や地域の文化を理解する教育に取り組むとともに、沖縄で暮らす外国人の言語や文化の理解を広め、地域における相互尊重と共生を育む。 ●国籍に限らず地域の住民が地域課題解決に参画できる機会をつくるとともに、子どもたちが教育を受ける権利を保障し、実態を踏まえた支援を行う。 ●多言語表示のサイン等を含めた様々な場面で外国語対応を充実や「やさしい日本語」の使用を促進するとともに、相談しやすい行政窓口をつくる。 ●外国人や外国につながる子どもたちどうしが出会い、交流し、助け合うことのできるコミュニティを支援し、孤立を防ぐ。
4	家庭、職場、学校、地域といったあらゆる場面でジェンダー平等、男女の機会均等を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●性別による役割・仕事といった決めつけを無くしていく。 ●働き方改革として、ジェンダーレスに取り組み、女性の社会進出を促す。 ●あらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5	安全・安心で充実感を持って働くことができる労働環境を促進し、誰もが生き生きと活躍できる社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●若者や障がい者を含めた全ての人々に対して、仕事を通じた自己実現や能力伸長に対する理解を促す。 ●安全・安心な労働環境づくりや生産性の向上に取り組む企業・団体が評価される環境をつくる。 ●個人の意思を尊重した就労支援を促進すると同時に、雇用機会の提供に積極的な企業・団体を奨励する。

《優先課題②》

医療・福祉の充実、健康長寿と生きがい、子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	平均寿命及び健康寿命が延び、健康・長寿おきなわの復活を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●適度な運動など、生活習慣を見直し、生活習慣病を予防する。 ●飲酒は節度ある適度な量を心がける。 ●タバコの健康影響に関する情報を収集し、受動喫煙の防止や禁煙に取り組む。 ●特定健診、がん検診を受診する。 ●感染症の感染防止策や新しい生活様式の実践に積極的に協力する。 ●職場における健康づくりの導入を促進する。 ●職員のメンタルヘルスクエアに取り組む。
2	全ての人々に対する普遍的な医療提供体制が充実し、安心して生活できる社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療の提供体制を充実する。 ●感染症対応に向けた体制強化に取り組む。 ●離島・へき地の医療提供体制を確保・充実する。 ●医療人材の育成及び確保に取り組む。
3	ひとり親家庭など、支援が必要な方が安心して生活できる環境の形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てと生計維持を一人で担うひとり親家庭や生活困窮世帯などの保護者に対する支援体制を充実する。 ●医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムをつくる。
4	高齢者が安心して元気に暮らせる社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスや認知症サポーターによる支援等を充実する。 ●高齢者が生きがいをもって働ける環境や多様な交流・活躍の場を形成する。 ●サービス・製品の開発を含むユニバーサルデザインの普及を促進する。
5	安心して子育てができる環境の形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦が安心して妊娠・出産・育児ができる体制を充実させる。 ●男性も家事・育児に参画する社会に向けた個人及び社会（周囲）の意識改革の促進や育児休業を取得しやすい職場環境の形成を図る。 ●待機児童が生じることのないよう、保育士の確保・定着に取り組む。 ●認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組む。 ●放課後児童クラブを充実する。
6	生活困窮世帯の子どもや世帯を支援する官民の枠組みが充実し、子ども達が生き生きと活動できる環境の形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄子ども未来県民会議を中心とした官民連携の活動に参加する。 ●子ども食堂、フードバンク・フードネットワーク等に協力・支援を行う。 ●学校、地域、行政など関係機関が一体となって子ども達を支える。 ●子どもが安心して暮らせる様々な居場所を地域に増やす。 ●ヤングケアラーに関する課題解決に向けて、連携して取り組む。 ●教育・生活など、生活困窮世帯や支援が必要な子どもをサポートする団体等の活動に協力・支援を行う。

第Ⅱ章：「目標を定め重点的に取り組む項目」の計画検討の深化

＜優先課題③＞

地域への誇り（しまくとっばの普及・推進等）と夢・目標をもてる学びの確保、教育の充実

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	生まれ育った地域の歴史や文化等を学び、地域への愛着と誇りを持った若者が活躍する社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●しまくとっばの多様性を尊重しつつ、学校、地域、家庭でしまくとっばを聞く機会や話す機会の創出や、子どもや若者の地域の歴史や文化等に対する愛着心の醸成に取り組む。 ●地域の伝統行事等に触れ、見直すきっかけをつくる。
2	時代に対応し、生きる力を育む、多様な学びの環境の形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが自分らしく生き生きと主体的に将来に向けて学べる環境をつくる。 ●学校、地域、家庭でSDGsを学ぶ機会をつくる。 ●様々な国の歴史・文化、障がい、性別など、多様性に対する理解を深める機会をつくる。 ●外国語、科学、金融・消費、ICT、アートなどを学ぶ機会を充実する。 ●ICTを活用した学びの機会を充実する。
3	充実した人生100年時代、再チャレンジを支える学びの環境を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育としてのキャリア教育、リカレント教育等の機会を充実する。 ●ICTの活用等を含め、生涯教育と生涯学習の環境を充実する。

＜優先課題④＞

基幹産業として持続可能で責任ある観光（サステナブル／レスポンスブルツーリズム）の推進、観光との連携・相乗効果等も活用した産業振興（農林水産業におけるブランド化等）、県経済の基盤となる安定的な雇用

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	魅力的な観光産業の展開と生物多様性の両立により、世界に誇る持続可能な観光地（サステナブル・ツーリズム等）の形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●サステナブル（持続可能）／レスポンスブル（責任ある）／ユニバーサル（誰もが楽しめる）・ツーリズムを推進し、世界に誇る沖縄観光ブランドの形成に取り組む。 ●環境にやさしいスキューバダイビングやシュノーケリングを推進する世界的な仕組みである「Green Fins」を推進する。 ●観光以外の全ての産業においても、持続可能な観光についての共通認識を形成し、実現に向けて取り組む。
2	県内企業の稼ぐ力を強化し、観光との連携・相乗効果なども活用することで、域内経済循環の拡大や県民所得の向上を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の連携やICTの活用、高度人材の育成・確保等による付加価値や生産性の向上を図る。 ●経済における「SDGsの主流化」や地域課題に対応したソーシャルビジネス創出とESG投資等を促進する。 ●泡盛、琉球料理、伝統工芸、特産品等、地域資源の利用促進とブランド化に取り組む。
3	沖縄県産農林水産物のブランド化による県外消費と地産地消の促進により農業・林業・水産業の産出額等の拡大を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●観光との連携を含めた農林水産物のブランド化、6次産業化の取組を促進する。 ●沖縄県産農林水産物の地産地消を促進する。 ●亜熱帯海洋性気候や多様な地域資源等、沖縄県の特徴を活かした持続可能な農林水産業の推進 ●担い手農家の育成・確保と農地の有効活用を促進する。 ●資源管理型漁業を推進し、持続可能な漁業を促進する。
4	科学技術・イノベーションにより、健康・バイオ・医療関連分野等において、新たな産業等が創出され、持続可能な産業の振興を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●健康・バイオ・医療、環境、ブルーエコノミー、航空・宇宙等の新たな産業の創出集積に向けて取り組む。 ●産学連携の研究開発促進や新技術の実証試験等を積極的に行うテストベッド・アイランドの形成などにより、高付加価値産業を創出・育成する。 ●スタートアップの支援を充実させ、新たなビジネス創出を促進する。 ●支援機関の連携を促進し、効果的な支援体制を構築する。
5	働く意欲のある人に雇用の機会が確保され、沖縄社会全体で完全かつ生産的な雇用を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●正規雇用の拡大や、非正規雇用労働者の待遇の改善を促進する。 ●働きやすい環境、柔軟な働き方ができる環境づくりを促進する。 ●再就職、転職に向けた職業能力開発や就業支援を充実する。

＜優先課題⑤＞

日本とアジア・太平洋の架け橋となる物流・情報・金融の拠点

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	アジア・太平洋の国際物流拠点として確立され、公平で開かれた貿易環境を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●高付加価値製品を出荷する製造業の育成・集積を促進する。 ●物流関連企業の育成・集積を促進する。 ●国際物流拠点を支える空港及び港湾の機能強化を推進する。 ●物流産業、製造業における雇用拡大を促進する。
2	情報通信産業が稼げる産業へと変革し、産業DXを支えるパートナーとして、沖縄の産業の持続的発展に寄与することを実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●IoT、AI、ロボット等ICTを活用した新たなビジネス・イノベーションの創出、集積を促進する。 ●あらゆる分野において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を促進する。 ●高度化を担う人材や多様なDX人材を育成する。 ●官民連携により次世代通信網の基盤整備を促進する。 ●アジア諸国とのビジネスネットワークの構築に向け、人・ビジネス交流を促進する。

＜優先課題⑥＞

気候変動に適応する強靱なインフラと交通網の整備

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	気候関連災害・自然災害に対する強靱さ（レジリエンス）を備えた地域づくり・まちづくりを実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会基盤等の防災・減災・長寿命化の対策を進める。 ●ハザードマップの充実及び周知を促進するとともに、災害時の緊急避難体制を強化する。 ●災害情報の発信や防災に関する案内に多言語や「やさしい日本語」を導入し、災害時に観光客を含めた外国人を取り残さない環境をつくる。
2	2050年度カーボンニュート	●太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大を促進する。

第Ⅱ章：「目標を定め重点的に取り組む項目」の計画検討の深化

	トラルの実現に向け、本県の地域特性に合ったクリーンエネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の推進、二酸化炭素吸収源対策等が進み、災害に強い島しょ型の脱炭素社会に向けた基盤形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの自立分散化を推進し、安定供給と強靱性（レジリエンス）の強化を図るため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）を活用した地域マイクログリッドや、非常用電源となる蓄電池の導入拡大を推進する。 ●水素・アンモニア等の次世代エネルギーの利用に向けて実証事業等を促進する。 ●省エネルギー設備・機器、ネットゼロエネルギーハウス・ビル（ZEH・ZEB）の導入を促進する。 ●カーボンオフセットの活用や二酸化炭素吸収源の確保・拡充を推進する。 ●エコアクション21、ISO14001の認証等の取得を促進する。 ●EV・PHV等の電動自動車導入を促進する。 ●省エネルギー行動（節電、省エネ家電導入、公共交通利用・徒歩・自転車利用等）を推進する。
3	環境と人に優しい地域づくり、交通網・まちづくりを実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化の推進と適切な管理等により、潤いと安らぎのある地域をつくる。 ●過度な自家用車利用から公共交通への利用転換を促進する。 ●ICTの活用や機能強化等により公共交通の利便性を向上する。 ●鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結び利便性の高い公共交通ネットワークを構築する。 ●電動自動車（EV・PHV等）や電動自転車等のシェアリングを促進する。 ●交通渋滞の緩和・解消を通じて、負担なく移動できる環境づくりに取り組む。 ●沖縄らしい景観・風景づくりや独自の歴史・文化を体現する風格ある都市空間を創出する。

《優先課題⑦》

多様な生物・生態系や世界自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全、エコアイランドの実現、自然と調和したライフスタイル

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	美しく豊かな自然が保全され、生物多様性の維持を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●世界自然遺産や自然公園を適正に保全・管理し、持続的な利用を推進する。 ●生物多様性の保全のため、希少野生生物のモニタリングや外来種の駆除等を推進する。 ●赤土対策、海岸漂着物等対策、不法投棄の対策等、水域や陸域の環境保全対策に取り組み、あらゆる種類の汚染を大幅に削減する。 ●生物多様性に富んだ沖縄の自然環境の保全、気候変動対策を促進するため、環境学習や普及啓発等を推進する。
2	持続可能な消費・開発、自然と調和したライフスタイルの形成、廃棄物削減などによって資源循環型の社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入（環境負荷が小さい製品購入）、エシカル消費（環境、人権問題等に配慮した消費）を促進する。 ●食品ロスの削減に向けて、官民が連携した県民運動として推進することで沖縄県全体で機運を醸成するとともに、食品リサイクルを含めたサーキュラーエコノミー（循環経済）の形成を促進する。 ●脱プラスチック社会に向けて、使い捨てプラスチック製品の使用低減や、環境に優しい製品への転換などを推進する。 ●廃棄物の減量化や資源循環（リサイクル等）の取組を促進し、廃棄物の排出を大幅に削減する。 ●資源循環社会の構築に向けた環境学習や普及啓発等を推進する。

《優先課題⑧》

基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界平和への貢献・発信

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	基地から派生する諸問題の解決が進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ●米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音、環境汚染等の諸問題の解決、日米地位協定の抜本的見直し等について、国民的議論を喚起しつつ、国等に強く求める。 ●事件・事故等の未然防止、被害者への補償、再発防止対策等を国等に求める。 ●航空機騒音等の問題への対応を国等に求める。 ●環境問題に関する調査、調査結果の公表、汚染防止及び除去を国等に求める。
2	平和を希求する「沖縄のこころ」が継承され、国内外に広く発信され、世界平和への貢献を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●平和祈念資料館・平和の礎・慰霊碑等の訪問、平和発信に向けた式典、展示会・シンポジウム等の開催、平和の構築・維持に貢献する個人・団体等とのネットワーク形成を通じ、国内外に平和を希求する「沖縄のこころ」を発信する。 ●沖縄戦の体験や遺産等の記録・保存・調査研究を推進する。 ●地域の子どもたちが平和を学ぶ機会及びコンテンツを充実する。 ●修学旅行生を含めた観光客に対する平和学習やSDGs等の教育旅行を充実する。 ●平和学習や教育旅行を支えるガイドなど、次世代に平和を語り継ぐ担い手の育成・確保に取り組む。 ●文化及びスポーツ交流等を通じた国際相互理解の促進により、国際社会の平和に貢献する。

《優先課題⑨》

共助・共創型の安全・安心な社会の実現

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	行政、家庭、企業、ボランティア等の地域社会を構成する各主体が一体となって防災・防犯に取り組み、安全・安心に暮らせる地域を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●行政、地域防犯ボランティア、企業、関係機関が連携した防犯ネットワークの構築や防犯対策の普及等を促進する。 ●飲酒運転の根絶、節度ある適度な飲酒に対する理解を深め、アルコール関連の犯罪防止を促進する。 ●少年の非行防止・健全な育成に向けて、見守りや相談指導、文化・スポーツ等の多様な交流機会の確保など、行政、地域、教育機関、家庭等が連携して取り組む。 ●災害時の地域防災力を強化するとともに、要配慮者の避難支援については、行政と地域等の連携等による支援体制を構築する。
2	社会的弱者に対する犯罪等の防止や被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●DV、性犯罪・性暴力等を排除し、相談窓口の設置と関係機関が連携した体制により、速やかな相談対応から支援の実施につなげる。

第Ⅱ章：「目標を定め重点的に取り組む項目」の計画検討の深化

	のための体制や環境の構築を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待の未然防止、早期発見に向け取り組むとともに、市町村などの関係機関や地域の連携を促進する。 ●児童虐待、DV、性犯罪・性暴力等の防止に向けた教育の充実やそれらの犯罪を許さない県民意識の更なる向上と犯罪防止に向けた連携を促進する。 ●外国人との結婚や離婚等に関連する国際的な家庭問題等への支援を促進する。 ●行政、民間支援団体、関係機関等が連携し、犯罪被害者等に対する支援活動等を推進する。
3	地域課題に行政・地域・企業等の多様な関係者が持ち味をいかしつつ連携して推進するパートナーシップを通じて、共助・共創型の社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民、NPO等の市民社会団体、企業、行政等が参画し、多様な形で人的・財政的な資源等を確保しながら、地域課題の解決に取り組む。 ●行政・企業・団体間の様々な包括的な連携等の様々な取組を充実する。 ●NPO等を始めとする各種支援団体の活動に対して協力及び支援を行う。

《優先課題⑩》

ユイマール（相互扶助）の継承、人の和・地域の和

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	県民一人ひとりが地域活動に積極的に参画するローカルパートナーシップが充実した社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域について学び、地域の方々と交流し、地域活動や地域の伝統行事に参加する。 ●地域ボランティア活動や地域の文化・スポーツ活動への参加促進と、活動への協力・支援を行う。 ●自治会や自主防災組織、消防団、地域防犯活動等の地域コミュニティへの参加と活動への協力・支援を行う。
2	地域の伝統行事や文化に若い世代が参加する機会が増え、次世代への継承を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史や文化等に対する愛着心を醸成し、地域外との交流を通じた地域文化の掘り起こしに加え、伝統芸能や地域行事の積極的な発信に取り組む。 ●若者を含めた多様な世代が地域の歴史や文化に触れる機会を作る。

《優先課題⑪》

地域・世代・分野・文化等を超えた多様な交流と連携の創出

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	離島等の魅力を活かした地域間の交流が活発に行われるとともに、住民が安心して生活できる社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●離島の魅力の理解を深め、国内外に発信し、観光を始め様々な交流を促進する。 ●離島等における生活、経済活動を支える様々な基盤や環境を充実させる。 ●離島等の移住を促進するとともに、地域コミュニティの参加を支援する。 ●移住・定住を促進する住環境を充実させる。
2	世界のウチナンチュとの交流が活発に行われ、次世代へ安定的に継承されていく環境の形成を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外の県人会や団体等、世界に広がるウチナーネットワークの継承・発展に向け取り組むとともに、経済・文化等の様々な方面の国際交流を促進し、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを築く。 ●若い世代の交流や海外進出など、様々な国際交流を通して、互いに学び合い共に作るネットワークの構築を促進する。 ●世界のウチナンチュのネットワークを活かした企業等の海外への販路拡大・進出、ネットワークの形成を促進する。
3	伝統文化・歴史・伝統行事を若い世代が継承し、世代や国を超えた発信を行い、多様な交流が広がっている社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●首里城の復元と琉球歴史・文化の復興に向けた様々な活動等に地域、世代を超えて取り組む。 ●地域の伝統行事や食文化など、地域の個性豊かな文化資源の特性に応じたまちづくりを推進するとともに、地域や世代を超えて魅力を発信する。 ●沖縄空手の保存・継承・発展に向けて、国内外への情報発信、指導者及び後継者の育成並びに世界レベルの大会や国際的なイベントを通じた国際交流を促進する。
4	多様な文化やスポーツ等の活動や交流、地域の資源を活かした、地域活性化や産業振興、国際交流を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ●本県の多様な文化芸能の振興を通じ、地域の活性化や多様な交流を促進する。 ●スポーツイベント開催、キャンプ誘致、地域プロスポーツなどにより地域の活性化と多様な交流を促進する。 ●子どもや若い世代の様々な文化・スポーツ活動への挑戦を地域で支え、人材を育成する環境づくりに取り組む。

《優先課題⑫》

世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバル・パートナーシップ

No.	SDGs推進の目標	実現に向けたアクション
1	沖縄の技術や経験を世界各地に発信・共有することで国際貢献を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境・エネルギー分野、農林水産分野、公共インフラ分野、公衆衛生分野、観光分野など、県内に集積されている様々な分野の技術や経験を世界各地の課題解決に活かす。
2	世界各国との交流の推進を通じて、グローバル・パートナーシップを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ●世界各地域との共同研究や交流を促進し、エネルギーや自然環境・生物多様性の保全など、様々な分野における国際交流、人材育成等を推進する。

引用：おきなわ SDGs アクションプラン

3) 大規模開発に導入可能な最先端技術の今後の取組方針

① 普天間飛行場跡地への導入可能性の検討

広大な敷地を有する普天間飛行場跡地においては、SDGs 未来都市に係る様々な施策の導入可能性が考えられるため、各分野の категорияに関する導入可能性について検討し、表Ⅱ-1-10のように整理した。

表Ⅱ-1-10 各分野の category 一別の導入可能性

分野	category	普天間飛行場跡地への導入可能性
カーボンニュートラル分野	エネルギーの地産地消	・エネルギーの地産地消は、地区内と地区外の電力過不足状況を負担しあうもので、地域の安定したエネルギー供給と経済的なエネルギー消費を図る対策として、検討が必要である。
	再生可能エネルギー	・県内では、風速基準や地質条件などで、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入は増えていないが、小規模水力発電や水素発電などを含めた検討が必要である。
	建築物による省エネ化	・建築物に対しては、屋上・壁面緑化によるヒートアイランド対策を行い、エネルギー効率を高めることが可能なため、民間建築物の緑化に対する支援方法を検討する必要がある。
	環境に配慮した民間都市開発	・普天間飛行場跡地では、大規模公園エリアや適正な都市公園が整備され、緑豊かな市街地環境が確保される。このため、敷地内に対する支援制度の検討の必要性は低い。
交通環境分野	新たな交通のモビリティイノベーション	・鉄軌道を有する LRT や BRT の導入については、県・市レベルでの検討が必要であるため、本跡地利用計画においては上位機関での検討経緯を注視し、跡地利用計画への反映を行う。
	低炭素型地域モビリティモデル	・低炭素型地域モビリティやスマートモビリティなどの新たな交通モビリティの導入を積極的に検討し、地区内にモビリティスポットを配置して、地区内のモビリティイノベーションを促す。
	スマートモビリティの導入	・次世代モビリティの導入にあたっては、スマートシティの提案など、民間企業の参画機会について検討を行う。
環境創造分野	グリーンインフラの社会実装の推進	・普天間飛行場跡地では、豊かな緑地の確保を図ることが必要とされ、道路や駐車場、公共施設の緑化推進及び防災対策としてのグリーンインフラ整備の検討が必要である。
	官民連携による公園整備・管理運営の推進	・地区内に整備される公園・広場等に関しては、園内での収益施設によるサービス提供及び公園の管理運営などに関して、官民連携手法を積極的に取り入れるための対策を検討する。
情報・通信分野	スマートコミュニティ事業	・スマートコミュニティは、周辺地域の防災拠点としての役割を担う普天間飛行場跡地において、電力供給系統の分離を図るためにも必要な対策となることから検討が必要である。
	エリアエネルギーマネジメントシステム	・また、エリアエネルギーマネジメントシステムは、地区内の電力マネジメントを運用するために必要なシステムであり、スマートグリッド事業の導入も含め検討を行う必要がある。
DX 関連分野	スマートプランニングの高度化	・近年の大規模開発では、計画段階から 3D 都市モデルのデータ構築を進め、土地利用計画や施設配置計画を検討する上での様々なシミュレーションによる分析に基づき、計画作成を行うケースが増えている。また、整備後のスマートコミュニティやエリアマネジメントなどでの活用も可能である。
	プロジェクトシミュレーション	・計画段階では、地権者や地域住民の合意形成ツールとしての活用が考えられるため、早い段階の導入検討が必要である。
その他	ライフワークバランスへの対応	・地区内就業者・居住者が利用するサテライトオフィスの整備を行う自治体への国の支援が行われるため導入検討が必要。
	民間企業による先導的取組み	・グリーントランスフォーメーション (GX) への対応や民間企業の最先端技術を計画に取り入れるため、官民連携プラットフォームでの企業とのマッチングや実現に向けた具体的な検討、スマートシティ提案などを検討する必要がある。

②普天間飛行場跡地において検討すべき項目及び検討方針

①で検討・整理した各分野における普天間飛行場跡地での導入可能性を踏まえ、導入すべき項目及び実現に向けた取組方針について、表Ⅱ-1-11のように設定した。

表Ⅱ-1-11 普天間飛行場跡地での導入すべき項目及び検討方針

分野	導入すべき項目	実現に向けた取組方針	検討主体
カーボン ニュート ラル分野	スマートグリッド 事業の導入可能性	島内での実施事例を参考に、普天間飛行場跡地でのスマートグリッド導入に向けた検討組織を設置し、地区内エネルギーの地産地消の実現に向けた検討を行う。	【行政】沖縄県、宜野湾市 【民間】電力会社等 【大学】県内大学
	再生可能エネルギーの導入可能性	普天間飛行場跡地に導入可能な再生可能エネルギーの種類及び費用等の比較検討を行う。	【行政】沖縄県、宜野湾市 【民間】電力会社等 【大学】県内大学
	建築物の省エネ化を推進する助成制度の導入可能性	普天間飛行場跡地内の建築物の緑化や緑地の確保などによる省エネ化を推進するための助成制度創設に向けた検討を行う。	【行政】宜野湾市
交通環境 分野	次世代モビリティの導入可能性（スマートシティ可能性）	次世代モビリティ導入にあたっては、自動車メーカー等の協力のもと、官民連携の方法や役割分担の検討など、スマートシティ提案の可能性も含めた検討を行う。	【行政】沖縄県、宜野湾市 【民間】自動車メーカー 【大学】県内大学
環境創造 分野	グリーンインフラ整備に向けたガイドラインの作成	普天間飛行場跡地内の道路や駐車場、公共施設及び民間施設に対するグリーンインフラの整備方針を示すガイドラインの作成を検討する。	【行政】沖縄県、宜野湾市
	P-PFI 事業の導入に向けた検討	普天間飛行場跡地に整備される公園等の整備・管理運営に係る官民連携手法（PPP・PFI）の導入可能性に関する検討を行う。	【行政】宜野湾市
情報・通信 分野	スマートグリッド事業と連動したエリアエネルギーマネジメントシステムの導入可能性	普天間飛行場跡地内の全ての建物や公共インフラが連動し、情報共有が可能なエリアエネルギーマネジメントシステムの導入について、スマートグリッド事業と併せて検討を行う。	【行政】沖縄県、宜野湾市 【民間】電力会社等 【大学】県内大学
DX 関連分野	3D 都市モデル・デジタルツインの導入に向けたデータ構築	3D 都市モデル・デジタルツインは、計画段階から整備後のエリアマネジメントを含め、様々な活用方法が期待される分野であることから、データ構築に向けた取組方法について検討を行う。	【行政】沖縄県、宜野湾市
その他	各分野の民間企業との連携・実現化への取組に向けたスマートシティ提案への道筋検討	普天間飛行場跡地が目指す将来像を実現するために必要となる民間企業の最先端技術を取り入れるため、民間企業との共同によるスーパーシティ・スマートシティ提案に向けた検討を行う。	【行政】沖縄県、宜野湾市 【民間】各分野の企業

③大規模開発に導入可能な最先端技術の検討の今後の取組

行程計画において、「大規模開発に導入可能な最先端技術の検討」は、令和5年度から令和7年度にかけて検討を進めていくことから、令和6年度以降の取組内容を表Ⅱ-1-12に示す。

表Ⅱ-1-12 最先端技術に関する今後の検討内容

分野	導入可能性のある最先端技術	令和6年度以降（R6・R7）の検討内容
カーボンニュートラル分野	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートグリッドは、県内でも導入事例が多く、地区内エネルギーの地産地消を図るためにも導入すべき技術であり、再生可能エネルギーの導入も含めた検討が必要である。 ・普天間飛行場跡地内の建築物の緑化や緑地の確保などによる省エネ化の推進に向けては、助成制度創設に向けた準備を検討する必要がある。 	<p>⇒スマートグリッドや再生可能エネルギーについては、電力会社や県内大学との導入に向けた共同研究が必要であり、定期的な検討機会を設け、実現に向けてクリアすべき事項を整理し、導入の道筋を示す。</p> <p>⇒建築物の緑化や緑地の確保については、条例などによる緑化・緑地の土地利用規制や助成制度の導入について検討を行う。</p>
交通環境分野	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代モビリティ導入は、自動車メーカーを中心とした共同研究による実現に向けた取組みが必要である。 	<p>⇒自動車メーカーとの共同研究を始めるため、「スマートシティ官民連携プラットフォーム」に登録し、企業とのマッチングを実現する必要がある。</p> <p>⇒企業とのマッチングには、SDGsアクションプランを作成し、企業に対して実現したい内容をアピールする必要がある。</p>
環境創造分野	<ul style="list-style-type: none"> ・環境面においては、グリーンインフラ整備のためのガイドラインの作成、公園等の整備・管理運営に係る官民連携手法（PPP・PFI）の導入可能性について準備を進める必要がある。 	<p>⇒公園等については、国営公園や大規模公園エリアの導入検討と連携し、所有形態の方向性と併せて、整備・管理運営に係る官民連携手法（PPP・PFI）の導入可能性を検討していく必要がある。</p> <p>⇒グリーンインフラ整備のマニュアルは、地区内に参入する企業や居住者に向けたガイドラインとなるものであり、跡地利用計画の作成後の取組となる。</p>
情報・通信分野	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な敷地を有する普天間飛行場跡地では、地区全体のエリアマネジメント組織の想定やエリアエネルギーマネジメントシステムの導入に向けた検討を行っていく必要がある。 	<p>⇒エリアエネルギーマネジメントシステムは、電力会社とのスマートグリッドの導入と併せて検討を行っていく必要がある。</p> <p>⇒エリアエネルギーマネジメントは、跡地利用後のエリアマネジメント組織による街の管理運営が前提となることから、情報・通信企業や電力会社等との共同研究の道筋を示す必要がある。</p>
DX関連分野	<ul style="list-style-type: none"> ・3D都市モデル・デジタルツインの導入は、様々なメリットを有することから、国の支援制度を活用したデータ構築の検討が必要である。 	<p>⇒国のまちづくりDXに係る支援制度を活用し、3D都市モデル・デジタルツインの導入に向けた検討を進めていく必要がある。</p> <p>⇒具体的な検討は、推進業務とは別業務として取組む必要がある。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携を推進するため、SDGsアクションプランを作成し、企業に対して実現したい内容のアピールを行う必要がある。 	<p>⇒スーパーシティ・スマートシティ提案に向けた宜野湾市SDGsアクションプランの作成が必要である。</p>

【参考資料】各分野の施策に対する国や沖縄県・宜野湾市の支援制度

分野	施策	支援制度（ は現時点での導入が考えられる制度）	
		制度名称	概要
カーボンニュートラル	カーボンニュートラルの促進	・下水道革新的技術実証事業	・下水道バイオマス・下水熱を活用する技術を実証
		・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	・地域において、再生可能エネルギー自給率最大化と防災力向上を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムを構築
	自立・分散型エネルギーシステムの構築	・脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業	・地域において、再生可能エネルギー自給率最大化と防災力向上を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムを構築
		・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	・地方公共団体等の意欲的な脱炭素の取組に対して包括的かつ継続的に支援
		・環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー設備関連）	・非化石エネルギーを導入するための融資
		・地域脱炭素投資促進ファンド事業	・地域における脱炭素化プロジェクトへの出資
		・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	・地方公共団体等の意欲的な脱炭素の取組に対して包括的かつ継続的に支援
	マイクログリッドの構築	・地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金	・地域マイクログリッドの構築
	ゼロエネルギービル・住宅建設	・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業（ZEB）	・ゼロエネルギービルの建設
		・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業（ZEH） ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業	・ゼロエネルギー住宅の建設 ・戸建住宅において、再生可能エネルギー設備及び蓄電池を導入
	環境に配慮した民間都市開発	・グリーンアセット等整備支援業務（メザニン支援業務）	・環境や防災に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、資金（ローン・社債取得）を提供
		・建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	・激甚化する災害時において、自立的にエネルギー供給可能となる災害時活動拠点施設の ZEB 化に資する再生可能エネルギー設備及び蓄電池を導入
スマートコミュニティ事業	・廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	・自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備	
税制優遇措置	・地域未来投資促進税制	・税制の優遇	
	・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	・税制の優遇	
	・住宅省エネリフォーム減税	・税制の優遇	
交通環境	新モビリティサービス	・新モビリティサービス推進事業	・MaaS の円滑な普及促進に向け、改正地域公共交通活性化再生法に基づく新モビリティサービス事業計画の認定・協議会制度の活用等について支援
		・日本版 MaaS 推進・支援事業	・MaaS のモデル構築や、普及に向けた基盤づくり（計画策定、新型輸送サービス、キャッシュレス決済、データ化）などを支援
		・無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業	・無人自動運転サービスの社会実装の推進
	地域公共交通確保維持改善	・地域公共交通確保維持事業	・地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援
		・地域公共交通バリア解消促進等事業	・公共交通のバリアフリー化を一体的に支援 ・LRT、BRTの導入等、公共交通の利用環境改善を支援
・地域公共交通調査等事業	・地域公共交通計画又は国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価（協議会運営・フォローアップ等）に要する経費を支援		
環境創造	公園・緑地整備	・都市公園事業	・地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援
	グリーンインフラ	・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	・官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援
	その他緑地	・市民緑地等整備事業（社会資本整備総合交付金）	・緑地保全・緑化推進法人が行う施設整備等について支援

第Ⅱ章：「目標を定め重点的に取り組む項目」の計画検討の深化

分野	施策	支援制度（ は現時点での導入が考えられる制度）	
		制度名称	概要
情報・通信・DX・デジタルツイン	デジタル基盤活用推進	・地域デジタル基盤活用推進事業	・「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体などによるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組に対して、「地域デジタル基盤活用推進事業」を通じて総合的な支援を実施
	産業DX推進	・沖縄DX促進支援事業	・県内企業・団体が県内IT企業と連携して実施するDXに向けた取組を支援
		・データ活用プラットフォーム構築事業	・沖縄オープンデータプラットフォームを構築するとともに、普及啓発やハンズオン支援に取り組み、官民のオープンデータの利活用を促進していくことで、県内企業のDXを推進し、データ活用型ビジネスモデルを創出
	ビジネス高度化支援	・ICTビジネス高度化支援事業	・県内IT事業者が実施する高付加価値なITビジネスの開発や他産業のDXに資するデジタル技術の開発・実証等を支援
		・海外IT人材交流育成事業	・県内IT企業の海外向けビジネスの展開や海外IT企業との連携・協業による新たなビジネスの創出
	人材育成・確保、実証実験支援等	・先端IT人材育成支援事業	・沖縄県内ITエンジニアの方々などを対象に、AI・クラウドコンピューティング・サイバーセキュリティなどの先端技術に関するスキル習得を支援
		・DX人材養成講座	・沖縄県内企業のDX推進のため、自社の経営課題や現場の課題をテーマに、DXの基礎から実践ノウハウまでを習得できる人材養成講座を実施
		・デジタル人材UJターン支援事業	・沖縄へのUJターンを希望するIT技術者の採用活動の支援や先端IT企業の立地を促進するための取組を実施
		・ワーケーション活用型沖縄IT活性化事業	・ワーケーションで来沖する県外IT企業やIT人材と、県内IT企業・他産業、学生等が交流する様々な取組（セミナー、ハッカソン等）の開催を支援
		・国家戦略特区	・沖縄県は、県内全域が国家戦略特区に指定されており、地域限定型規制のサンドボックス制度など、様々な分野において50以上の規制改革メニューの活用が可能
	スタートアップ支援	・スタートアップ・エコシステム構築支援事業	・革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生み出すスタートアップの創業促進や、短期間での成長を促す体制の形成に向け、スタートアップに対する多面的な支援
		・スタートアップ創業支援事業	・創業のワンストップ相談体制を整備するとともに、起業に必要な経費の補助及び事業立ち上げ等に関する伴走支援
		・沖縄型オープンイノベーション創出促進事業	・IT産業と他産業等が交流するハッカソンの開催など、ITを活用した新たなビジネスやサービスなどのイノベーション創出を支援
	まちづくりDX推進	・スマートシティの推進	・AI、IoTなどの新技術や官民データ等をまちづくりに取り入れ、都市・地域課題の解決を図る「スマートシティ」を強力に推進
		・まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進	・スマートシティのデータ基盤として、建物などの都市空間をサイバー空間上で3次元的に再現する「3D都市モデル」を整備するとともに、これを活用したユースケースの開発、オープンデータ化により新たな価値の創造による社会課題の解決を図る
	まちづくりDX推進	・スマート・プランニングの高度化及び普及	・スマートフォンやビッグデータ等から得られる行動データをもとに、施設配置や交通施策を検討する手法である「スマート・プランニング」の開発・普及を促進
モーダルシフトの推進	・モーダルシフト等推進事業	・認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト等の取組み（運行経費）について支援	
政策的なまちづくり支援	・集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	・地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却費や移転跡地の緑地等整備費等について支援	
	・集約都市開発支援事業（社会资本整備総合交付金の基幹事業）	・認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援	
	・防災・省エネまちづくり緊急促進事業	・防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等の整備に対して国が特別の助成	
その他	自治体SDGsモデル事業	・SDGsモデル事業費補助金	・SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の先進的な取組を支援
		・地方創生支援事業費補助金	・「SDGs未来都市」に選定されたSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する地方公共団体のうち、特に先進的な取組を「自治体SDGsモデル事業を支援

【参考資料】導入が考えられる制度の概要

制度名称	事業内容	補助率	担当省庁
地域脱炭素実現に向けた再生エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	<p>「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再生エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再生エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再生エネ設備導入の計画、再生エネ促進区域の設定、再生エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。</p> <p>本事業では、地方公共団体等による地域再生エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再生エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再生エネの導入調査、官民連携で行う地域再生エネ事業の実施・運営体制構築等に関する支援を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①2050年を見据えた地域再生エネ導入目標策定支援 ②円滑な再生エネ導入のための促進区域の設定等に向けたゾーニング支援 ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援 ④官民連携で行う地域再生エネ事業の実施・運営体制構築支援</p>	<p>間接補助 【定率】 ①3/4、2/3、1/2 ②③3/4 ④2/3、1/2、1/3 【上限】 ①③800万円 ②2,500万円 ④2,000万円 【補助対象】 ①②地方公共団体 ③④地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象） 【実施期間】 令和3年度～令和7年度</p>	環境省
地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金	<p>地域の再生エネと蓄電池等の調整力、系統線を活用し、災害時にも自立して地域に電力を供給できる「地域マイクログリッド」を構築しようとする民間事業者等（地方公共団体の関与は必須）を支援する。</p> <p>【対象者】 地域マイクログリッドを構築しようとする民間事業者等（地方公共団体単独での申請は不可）</p> <p>【支援内容】</p> <p>①地域マイクログリッド（地域の再生エネと蓄電池等の調整力、系統線を活用し、災害時にも自立して地域に電力を供給できるシステム）の構築を図る事業 ②地域マイクログリッドの構築に向け事業計画の策定及び事業化可能性調査を行う事業</p> <p>【対象となる再生可能エネルギー等の種類】 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電</p> <p>【予算額】 7.8億円</p> <p>【事業年数】 ①複数年事業を予定 ②原則単年度</p>	<p>①地域マイクログリッド（補助率：2/3以内） ※補助上限額：6億円/件（予定） ②地域マイクログリッドの構築に向け事業計画の策定及び事業化可能性調査を行う事業（補助率：3/4以内） ※補助上限額：2,000万円/件（予定）</p>	経済産業省、環境省
地域デジタル基盤活用推進事業	<p>ローカル5GやWi-Fi、LPWAをはじめとする通信インフラを整備するとともに、デジタル活用によって地域課題の解決を図る取組に対して支援を行う。</p> <p>【支援内容】</p> <p>①計画策定支援 ②実証事業 ③補助事業</p>	<p><補助率> 1/2 ※補助事業の下限額は200万円 ※補助金額の上限なし。事業規模の妥当性を審査 ※地方公共団体が補助事業者となる場合（残り1/2地方債を起債することが可能）</p>	総務省

第Ⅱ章：「目標を定め重点的に取り組む項目」の計画検討の深化

制度名称	事業内容	補助率	担当省庁
まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進（都市空間情報デジタル基盤構築支援事業）	<p>全国の地方公共団体における 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための補助制度である「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」を令和 4 年度より創設。</p> <p>【事業内容】</p> <p>① 3D 都市モデルの整備に関する事業</p> <p>② 3D 都市モデルの活用に関する事業</p> <p>③ 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業</p> <p>【補助対象団体】</p> <p>都道府県、市区町村等の地方公共団体</p> <p>【補助要件】</p> <p>（通常タイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、単年度で 3D 都市モデルの整備とユースケース開発を行うこととしている ・国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格である CityGML 形式でデータを作成すること ・整備した 3D 都市モデルを G 空間情報センター等にてオープンデータ化すること ・整備した 3D 都市モデルを維持管理・更新すること（早期実装タイプ（令和 5 年度創設）） ・通常タイプの要件を満たすこと ・事業計画の初年度の事業に限る（以降は通常タイプでの採択となる） ・早期に課題解決や新たな価値創造が図られること（当該年度の事業において 3D 都市モデルの活用を達成すること） 	<p>【補助要件】</p> <p>（通常タイプ）</p> <p>： 1/2</p> <p>（早期実装タイプ）</p> <p>： 10/10（上限 1,000 万円までの定額補助）</p> <p>※1,000 万円を超える事業費は地方負担となる</p>	国土交通省
モーダルシフト等推進事業	<p>物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、より CO2 排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換（モーダルシフト）等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する（グリーン物流の推進）。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流 DX を推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。</p> <p>【支援内容】</p> <p>① 大量輸送機関への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モーダルシフト <p>② トラック輸送の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線輸送の集約化 ・共同配送 ・貨客混載 ・その他の CO2 排出量の削減に資する取り組み 	<p>（計画策定）</p> <p>補助率：定額</p> <p>上限 200 万円</p> <p>（運行経費補助）</p> <p>補助率：1/2 以内</p> <p>上限 500 万円</p>	国土交通省
地方創生支援事業費補助金	<p>「SDGs 未来都市」に選定された SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する地方公共団体のうち、特に先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」</p> <p>【対象事業】</p> <p>補助対象事業は、モデル事業のうち、SDGs の達成に向けて、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、統合的に取り組むことにより相乗効果を創出し、自律的好循環の形成に資する先進的で他のモデルとなる事業及びその取組や成果等について国内外へ普及啓発を行う事業</p> <p>【事業主体】</p> <p>SDGs 未来都市及びモデル事業として内閣総理大臣が選定した地方公共団体</p>	<p>①「全体マネジメント・普及啓発等経費：1 件当たり 1,500 万円を上限とした定額補助</p> <p>②事業実施経費：1 件当たり事業費 2,000 万円（国費 1,000 万円）を上限</p>	内閣府地方創生推進室

4. 緑空間の整備イメージの検討

行程計画の「緑空間の整備イメージの検討」の一部として、令和5年度は「大規模開発の緑空間整備事例の収集」を実施、「ボーダレスな緑空間の整備イメージ作成」の一部を実施した。

(1) 大規模開発の緑空間整備事例の収集

1) ボーダレスな緑空間の検討の必要性

「全体計画の中間取りまとめ(第2回)」における緑地空間配置の考え方では、活用すべき自然・歴史特性の配置を優先の上、公共・民間一体となった多様な緑地等の創出による「みどりの中のまちづくり」の実現を目標に掲げている。

緑地空間配置の方針としては、「並松街道」をはじめとする歴史資源を活用し、宜野湾市の歴史・文化のシンボルとなる風景づくりや、公民一体となったボーダレスな緑地空間の創出、跡地振興の拠点となる大規模公園エリアの確保、跡地全体の緑地空間のネットワーク化などが位置づけられている。

これらの緑地空間については、跡地全体としての緑地に関する整備テーマを設定し、ボーダレスな緑地空間の実現に向けた取組みが必要であることから、大規模な開発に伴って緑地を確保している他地区事例を収集し、緑地空間形成に向けた今後の取組みの参考とする。また、普天間飛行場跡地内外における敷地内緑地を含めた緑の連続性の確保に関する検討も行っていく。

《緑地空間の配置方針》

- ①自然・歴史特性の保全活用に向けた緑地空間の配置
- ②跡地振興の拠点となる緑地空間の配置
- ③跡地全体を網羅するネットワーク状の緑地空間の配置
- ④周辺市街地からの利用に配慮した緑地空間の配置

《配置方針図(全体計画の中間とりまとめ(第2回))》



2) 大規模開発による緑地空間事例

①事例1：水と緑と風のエコロジカル・インフラストラクチャーの創出（品川シーズンテラス）
 ≪開発概要（約4.9ha）≫

品川シーズンテラスは、地上32階、地下1階、高さ144.32m（最高155.27m）、延べ面積206,025㎡の超高層オフィスビルと、東京都下水道局が管理する「芝浦水再生センター」の上部空間を有効活用して建設した事業であり、敷地の殆どは「立体都市計画」により下水道施設上に構築された人工地盤となっている。

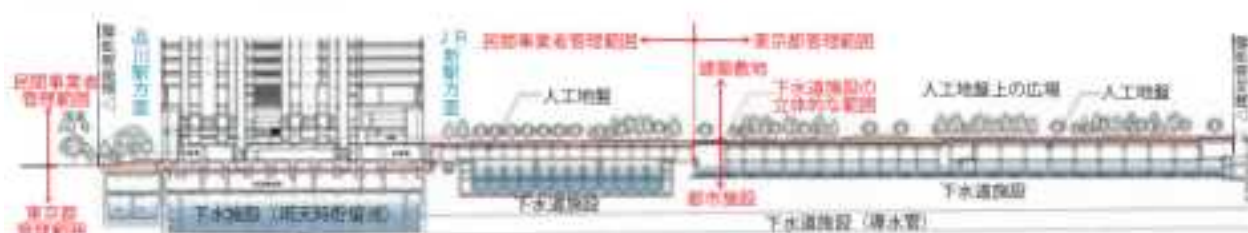
建物は、上部に民間事業者が管理する複合ビル、免震層を挟んでその下部に東京都が管理する下水道施設であり、建築と土木が融合した構成となっている。

≪緑地空間の考え方≫

敷地南端に建物を配置し、既存港区の公園と連担した人工地盤上の緑地は、東京湾から都心に向かう風の道を確保する広大なオープンスペース「風の森」となる。

東京湾からの風をこの緑で冷却し都心に送り、都市のヒートアイランド現象を抑制する役割を担う。

この人工地盤上の緑のパブリック空間は、地域間にまたがる住民コミュニティの新たな結節点となり、新駅による将来の人の流れを促す都市のプロムナードを有する。



引用：大成建設株式会社 第15回環境・設備デザイン賞資料
<http://abee.or.jp/designaward/past/15/docs/21.pdf>

《風の流れや涼風の広がりを分析した緑空間の創出》

品川シーズンテラスは、様々な人々や環境を受け入れる「オープンエンドな空間」であり、東京では喪失されつつある「大きな空」へとつながり、シンボル性の高い東京タワーへと抜けるような「都市のビスタ」を形成する。その実現には、大きな芝生空間を創出し、都市的なスケールのプロムナードを導入する。さらに、芝生空間には、東京湾からの南東の風を受け流し都心に導くような形態の樹林群「風の森」を配するとともに、様々な高さの異なるマウンドによる展望スペースを提供しながら水平的に広がりを持つ景観にアクセントをつける。広大な芝生と樹林群は、台地の樹林生態系と臨海部の沿岸生態系の異なる生態系をつなぐ草地型生態系であり、水再生センターからの再生水を活用した湿地を点在させることでさらなる生態系の充実を図っている。

ランドスケープを検討するにあたっては、風の流れや涼風の広がりなどをシミュレーションして、利用者が快適に過ごすことができる緑地の配置を検討している。



引用：大成建設株式会社 第15回環境・設備デザイン賞資料
<http://abee.or.jp/designaward/past/15/docs/21.pdf>

②事例2：隣接する駅及び都市公園との連続性の確保（二子玉川ライズ）

《開発概要（約11.2ha）》

「二子玉川ライズ」の総開発面積は約11.2haで、民間再開発としては都内最大級のスケールである。

配置計画では、駅とつながり、約6.3haの二子玉川公園へとつづく街のなかに商業施設、オフィス、住宅街区等をレイアウトし、周囲のうるおい豊かな環境と共生する水と緑、光にあふれた街づくりを進めた。

都市から自然へと移り変わる景色を旅するように暮らす街として、快適さの本質を求めた次代にふさわしい環境を育む。

【受賞歴】

- ・生物多様性「JHEP 認証」の最高ランク（AAA）を取得
- ・「第25回地球環境大賞」で大賞（グランプリ）を受賞



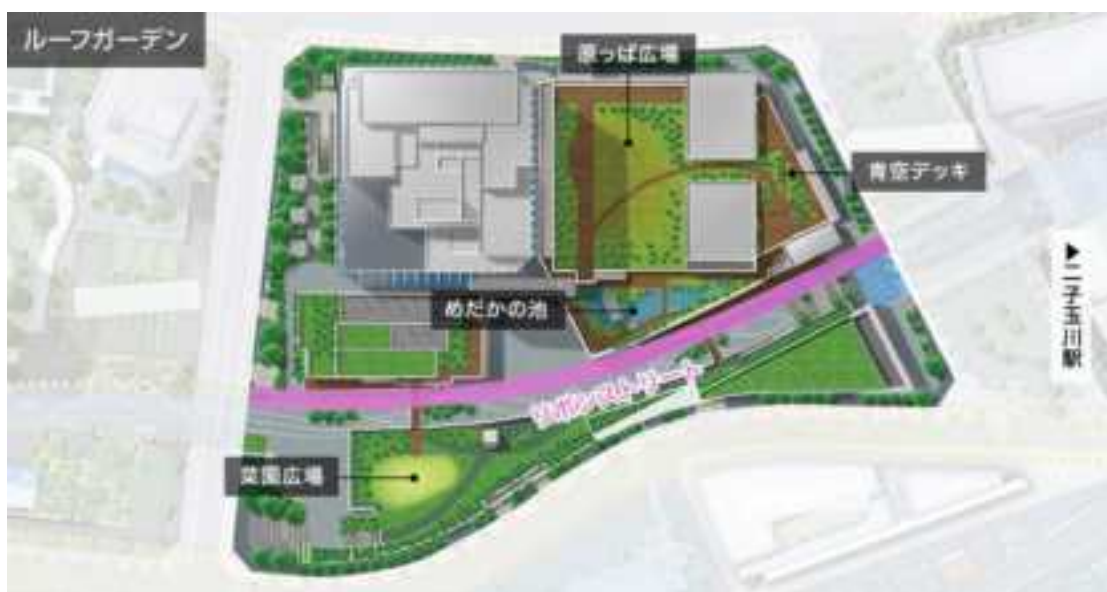
引用：二子玉川ライズ HP
<https://www.rise.sc/>

《緑地空間の考え方》

二子玉川ライズでは、『自然と共生しながら多世代が心豊かに暮らせる新しい街づくり』を目指し、環境に配慮した様々な取り組みを行っている。また、隣接する駅と都市公園との緑空間の連続性を確保し、環境と共生する水と緑、光にあふれた街を形成している。

緑地計画では、周辺の豊かな自然環境と調和した街づくりを目指し、大規模な屋上緑化施設を含む「水と緑の公開空地」を整備している。

多摩川の河岸段丘や等々力溪谷をイメージしたデザインを採用し、低層棟上部には約6,000㎡のルーフガーデンを設置し、施設全体で豊かな自然を感じられる空間を提供している。



引用：二子玉川ライズ HP
<https://www.rise.sc/>

③事例3：環境と健康をテーマにした都心部での緑地の確保（麻布台ヒルズ）

《開発概要（約6.4ha）》

令和5年11月にオープンした麻布台ヒルズは、日本一の高さとなる森JPタワー（約330メートル）と、六本木ヒルズ以上の緑化面積を誇る緑豊かな空間を創出していることが最大の特徴である。

麻布台ヒルズの開発コンセプトは、開発思想においても、世界に類を見ない、全く新しい都市づくりである。テクノロジーが進歩し、働き方、暮らし方、そして生き方までもが大きく変わろうとしている今、人々がより人間らしく生きられる都市のあり方を提案している。

《緑地空間の考え方》

ランドスケープにおけるテーマは、“グリーン&ウェルネス”を掲げ、一体的な都市づくりの中で緑豊かな環境と新しい都市生活を実現するビジョンに賛同したパートナー各社・団体とともに、環境や健康が重要性を増す現代において、“Green & Wellness”をテーマにした新しい都市像を提案していく考えとなっている。

麻布台ヒルズは、約18mの高低差がある地形を生かし、低層部の屋上を含む敷地全体を緑化することで、都心の既成市街地でありながら、約24,000㎡もの緑地を確保している。

ヘザウィック・スタジオのデザインによる低層部のダイナミックな建築物と緑が美しく調和し、街全体が緑に包まれた豊かな環境を表現している。

また、ビル内にウェルネス施設と、大学予防医療センターが入り、個別化する受診者のニーズに応じた最適な健診プログラムが展開され、街全体で人々の健康をサポートし、グリーン&ウェルネスの実現を目指している。



引用：麻布台ヒルズ HP
<https://www.azabudai-hills.com/index.html>

④事例4：調整池を活かした市民の集える親水空間（柏の葉アクアテラス）

《開発概要（約24ha キャンパス含む）》

柏の葉アクアテラスは、つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅周辺で進む「柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業」の一部として整備された従来型の調整池を、市民が憩える親水空間へと再生した公共空間のリノベーション事業。

開発用地中央に位置する調整池がもつ空間資源としての可能性に着目し、「見るだけの池から触れ合える水辺へ」をテーマに、まちづくりを推進する柏の葉アーバンデザインセンターを中心に、公共と民間事業者の連携による高質化が実現した。

【受賞歴】

- ・土木学会デザイン賞 2018
- ・2018 グッドデザイン賞

《緑地空間の考え方》

調整池としての貯留容量を保持し、テラスやベンチ等の施設を日照条件の良い北側斜面に集約した。

街と池の一体性を高めるため、アクセス性・回遊性を重視した動線計画を行い、手摺の意匠も極力軽やかにするなど、街路や商業の賑わいを視覚的・物理的に池底へ繋げることを狙って空間をまとめている。

街路、法面、池底それぞれの高さで素材や形状に係るコードを決めることで景観に統一感を与え、シャープで先進的なサインや照明デザインを掛け合わせ、イノベーションキャンパスらしさを表現している。



引用：日建設計 HP



引用：柏の葉アーバンデザインセンターHP

https://www.saihakken-kashiwa.com/relax/relax_03/relax_03.html

「アクアテラス」では、人々の滞留や交流を生み出すための様々なアプローチが行われている。今回の整備では、新たに6カ所の階段・スロープを設け、利用者は街のさまざまな方向から水辺近くまで降りることができる。また、「アクアテラス」外周部には、歩行空間が整備されており、見晴らしの良い各所にはベンチやデッキを設置しているため、利用者は“お弁当を広げてのランチ”や“気分転換ためのウォーキング”、“オープンエアでの読書”など、「アクアテラス」を通じ新たなライフスタイルが実現できる。

また、「三角広場」や「親水テラス」など賑わいを創出するスペースも随所に設け、地域住民や周辺企業が主催するイベントや各種のアクティビティの開催も予定されている。

アクアテラス 賑わいと憩いを生み出すポイント



<p>01. 振り出しデッキ バーカウンター、パースワール、縁石からアクアテラスの眺望を楽しむことのできるマヤチスペース。3本のマヤチが生み出す縁石がくつろぎの空間をつくります。</p> 	<p>02. ブロムナードデッキ ケヤキの列植と歩道樹・デッキ側面方向から利用できるフェニチアー（ベンチ）を配設し、思い思いの使い方でご活用いただけます。</p> 	<p>03. 三角広場 駅の葉キャンパス駅からの歩行ルートとの交差点は、インバージョンキャレイドスペースを通行する動線が変わり、多様なアクティビティ利用を創出します。</p> 
<p>04. 見晴らしゲート ゲートスタジアムおよび、パークシティ柏の葉キャンパス、デ・ゲートタワー/パークシティ柏の葉キャンパス、二番街からの眺めのゲート。スロープで親水空間へと誘います。</p> 	<p>05. せせらぎ階段 井戸水からポンプアップしている水の流しが、視覚・聴覚両面での「癒し」効果を生み出します。</p> 	<p>06. 水質浄化施設(噴水) 水質浄化施設としての機能も持つ噴水が、華やかな景観を演出します。</p> 
<p>07. 親水ステージ 水面に向かって親水空間を楽しめるステージ。今後様々なイベントで活用予定です。</p> 	<p>08. 親水テラス 階段の両サイドに傾斜を利用したくつろぎベンチを設置、大型のリーディングも配設し、様々な利用シーンに対応します。</p> 	<p>夜間照明 池の周りの遊歩道にライン照明を設置、都市的な夜景を生み出すとともに歩道の安全性にも配慮しています。</p> 

引用：柏の葉アーバンデザインセンターHP

https://www.saihakken-kashiwa.com/relax/relax_03/relax_03.html

(2) ボーダレスな緑空間の整備イメージ作成

1) 緑空間整備事例の整理

≪緑地空間の配置方針「①自然・歴史特性の保全活用に向けた緑地空間の配置」≫

- ・「事例4：柏の葉アクアテラス」では、調整池の水辺の緑地空間を活用して、キャンパスの日常的な憩いの空間としているが、水上ステージを設け、定期的にイベントを開催することで、にぎわいのある交流スペースとして活用しており、地区内の既存の親水緑地を活用してにぎわいのある空間を創出している。

≪緑地空間の配置方針「②跡地振興の拠点となる緑地空間の配置」≫

- ・「事例1：品川シーズンテラス」では、東京湾からの風をこの緑で冷却し都心に送り、都市のヒートアイランド現象を抑制する役割を担う地区として、東京湾から都心に向かう風の道并确保する広大なオープンスペース「風の森」として整備されている。ランドスケープを検討するにあたっては、風の流れや涼風の広がりなどをシミュレーションし、利用者が快適に過ごすことができる緑地の配置を検討している。

≪緑地空間の配置方針「③跡地全体を網羅するネットワーク状の緑地空間の配置」≫

- ・開発地全体をネットワークで構成する方策は、全ての事例で実施されており、来街者や居住者の緑豊かで快適な歩行空間を確保するため、各主要施設を結ぶ歩行者動線及び沿線における敷地内緑地の確保を行っている。
- ・「事例3；麻布台ヒルズ」は、“グリーン&ウェルネス”を掲げ、都心部での開発に付加価値を設けるため、緑豊かな環境と新しい都市生活を実現する新たな街を創出している。低層部の屋上を含む敷地全体を緑化することで、都心の既成市街地でありながら、約24,000㎡もの緑地を確保している。

≪緑地空間の配置方針「④周辺市街地からの利用に配慮した緑地空間の配置」≫

- ・「事例2：二子玉川ライズ」では、周囲のうるおい豊かな環境と共生する水と緑、光にあふれた街づくりをテーマに、都市から自然へと移り変わる景色を旅するように暮らす街を演出している。


2) 多様な緑地等の創出に向けた公園緑地分類ごとの検討

①公園緑地の分類

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」では、普天間飛行場内の緑地空間・大規模公園エリア、公園・緑地、その他（敷地内）の緑の定義を整理している。

表Ⅱ-1-13では、ボーダレスな緑空間の確保に向け、大規模公園エリア、公園・緑地、その他（敷地内）緑地、普天間飛行場跡地周辺地域の分類ごとに4つの分類に定義を再整理し、公園緑地の創出に向けた検討を行った。

表Ⅱ-1-13 公園緑地の分類及び定義

名称及び概念図	定 義
<p>緑地空間</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園・緑地」、「その他（敷地内）の緑」及び「普天間飛行場跡地周辺地域」を含めた普天間飛行場内及び周辺の緑地等※を指す ※緑地等：「施設緑地」及び「地域制緑地」の総体 施設緑地：都市公園や都市公園に準じる機能を持つ緑地 地域制緑地：農地や水面などのオープンスペース、土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地 <p>大規模公園エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大規模公園エリア」は、「公園・緑地」と緑豊かな「振興拠点ゾーン」などの都市的土地利用が融合した区域を指す
<p>公園・緑地</p> 	<p>公共として確保する緑地空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設緑地及び地域制緑地 ・重要植生や重要な文化財等の区域が特定される「既存緑地の保全・活用を図る緑」と水と緑のネットワークの構成要素となる区域の調整が可能な「地下水涵養に寄与・空間利用を図る緑」からなり、主に公共による整備を想定する「公園・緑地」を指す
<p>その他（敷地内）の緑</p> 	<p>民有地における敷地内緑化として確保する緑地空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各敷地における緑化を想定した区域を指す ・特に、大規模公園エリアに該当する場合は、周囲の公園・緑地と連携した積極的な緑化を想定 ・建築物の壁面緑化や屋上緑化についても積極的に推進
<p>普天間飛行場跡地周辺地域</p> 	<p>普天間飛行場跡地との緑地の連続性を確保するため、周辺地域の民有地における敷地内緑化を促す緑地空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅を中心とする周辺地域において、敷地内の緑地の確保を想定

※中間取りまとめ（第2回）（令和4年7月、沖縄県・宜野湾市）「図-8」を再整理

②分類ごとの公園緑地の創出に向けた検討

《大規模公園エリア》

- ・大規模公園エリア内においては、戸建住宅等の立地はなく、すべて商業、業務、共同住宅等の共同建築物であることを前提とする。
- ・今回取り上げた事例では、公園緑地に関する地区全体のマスタープランが作成され、公園緑地もマスタープランに基づき整備が行われている。
- ・民間共同建築物の敷地内にある緑地に関しては、公開空地となることを前提に、整備費に対する補助金が適用されるため、整備内容に関しては敷地内であっても緑地の連続性を図ることは可能である。

《公園・緑地》

- ・普天間飛行場跡地内の公園緑地については、公園緑地の配置方針に基づき、都市計画手続きを行って都市計画事業として実施するため、マスタープランと整合した公園緑地の整備が可能となる。

《敷地内緑地》

- ・大規模公園エリアのような詳細な公園緑地の整備に係るマスタープランを作成しない部分においては、敷地内での緑地の確保に関して連続性を持たせることは難しい。しかし、普天間飛行場跡地内で新たに宅地を創出する場合においては、地区全体における地区計画を都市計画決定し、敷地内の緑地に係る整備方針を定めることで、ある程度の緑地の確保は可能となる。
- ・特に工業施設などでは、一般的に敷地内の出入りを禁止するために公開空地を確保しないことから、地区計画による緑地確保のためのルールを定めておく必要がある。

《普天間飛行場跡地周辺地域》

- ・事業実施区域における敷地内緑地については、「③敷地内緑地」と同様に、敷地内での緑地の確保に関して連続性を持たせることは難しく、特に既成市街地（既に建物が立地している地区）において地区計画を定める場合には、多くの地権者の同意が必要となるため、事例としては極めて少ない。
- ・土地区画整理事業などで市街地再生を行う場合には、地区内に地区計画を適用することは多いが、周辺地域で同時に地区計画を定めるケースは少ない。
- ・周辺地域における地区計画などのルールづくりに向けては、普天間飛行場跡地での事業化に対する理解と協力のための情報周知や合意形成活動を十分にいき、地権者自らが必要性を感じるように誘導していくことが重要である。

3) ボーダレスな緑空間創出の検討

①緑空間創出に向けた方向性の検討

《既存の自然資源・緑地の活用》

- ・跡地内の既存緑地については、返還後も緑空間として保全を行い、地区内の緑豊かな緑地の連続性の確保に努める。

《にぎわいの場となる緑地空間の確保》

- ・緑空間は、憩いの空間だけでなく、交流機会の場となることから、返還後のにぎわい空間として計画的に配置を行う。

《居住者・来街者のための歩行者動線の確保》

- ・主要な施設を繋ぐ歩行者優先の動線確保を行い、居住者や来街者の快適な利用を優先させる。

《歩行者動線や車窓景観、自然資源の緑の連続性の確保》

- ・歩行者動線や幹線道路、河川などの連続性のある自然資源については、街路樹や緑地による連続性のある緑地を確保する。

②緑空間創出に係る影響分析

《緑空間の風量・涼風シミュレーション分析》

- ・普天間飛行場跡地は、地域の高台に位置し、本島西側及び東側の両方向からの風が吹き、開発による風向きや風量の変化が生じる可能性を有しており、周辺住民への理解・協力を仰ぐために、緑空間の確保による周辺地域への影響を低減するための分析が求められる。

《普天間飛行場跡地周辺への影響分析》

- ・普天間飛行場跡地のような広大な面積を有する開発にあたっては、周辺地域への影響が生じる可能性が高く、風量・涼風シミュレーションと併せて、気温上昇変化や突風発生危険性の危険性などについても分析を行うことが求められる。

4) 令和6年度以降の検討

令和5年度業務では、ボーダレスな緑空間の整備イメージを作成するため、大規模開発の緑空間整備事例の収集及びボーダレスな緑空間創出の検討を行った。

令和6年度以降は、「水系の把握と連動した緑空間の配置検討」を行うとともに、令和5年度業務を踏まえた「ボーダレスな緑空間の整備イメージ作成」について検討を行う。

5. 大規模公園エリア整備の方向性の検討

行程計画の「大規模公園エリア整備の方向性の検討」の一部として、令和5年度は「大規模跡地（花博・万博等）活用事例収集」を実施、「大規模公園エリアの整備のあり方検討」の一部を実施した。

（1）大規模跡地（花博・万博等）活用事例収集

1）2027年国際園芸博覧会

《国際博覧会の過去の事例》

- ・日本国内で過去に開催された国際博覧会や国際園芸博覧会は、以下の通りであり、開催主体は国、開催組織は国が認定する法人等とされている。
- ・AIPH（国際園芸家協会）の規定により、A1クラスの国際園芸博覧会は、AIPHとBIEの双方の規則に従うことが求められている。BIEの規定では、博覧会の開催を希望する場合、国の政府が提案するテーマ等や開催組織の法的地位について記載した立候補書類の提出が必要となる。なお、国内での国際博覧会では、いずれも財団法人が開催組織となっている。

表Ⅱ-1-14 過去の国際博覧会、国際園芸博覧会

開催区分	開催年	略称（正式名称）	開催主体
国際園芸博覧会（認定博） 国際園芸博覧会（A1）	1990年	大阪花博 （国際花と緑の博覧会）	財団法人国際花と緑の博覧会協会
国際博覧会（登録博）	1970年	大阪万博 （日本万国博覧会）	財団法人日本万国博覧会
	2005年	愛知万博 （2005年日本国際博覧会）	財団法人日本国際博覧会協会
国際園芸博覧会（旧A2）	2000年	淡路花博（国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000」）	国際園芸・造園博「ジャパンフローラ 2000 日本委員会」財団法人夢の架け橋記念事業協会
	2004年	浜名湖花博（しずおか国際園芸博覧会「パシフィックフローラ 2004」）	財団法人静岡国際園芸博覧会協会

《国際園芸博覧会の概要》



引用：国土交通省 2027年国際園芸博覧会推進本部「国際博覧会の概要」
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001430813.pdf>

〈横浜市の開催経緯〉

- ・横浜市では、これまでも市民、企業、行政など、様々な主体が連携し、横浜らしい花・緑・農・水のある豊かな自然環境を創り上げてきた取組をさらに加速し、潤いや安らぎを感じられる横浜を次世代に引き継ぎ、魅力ある横浜へと発展させていく取組である「ガーデンシティ横浜」や、その先導的取組である「ガーデンネックレス横浜」の展開により、2017年の全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承・発展させ、花や緑によるまちの活性化、魅力や賑わいの創出を図ってきた。
- ・国際園芸博覧会の開催に向けては、市民、企業等の機運を醸成していくため、計画策定や会場整備等の段階から、公園愛護会などの環境活動団体、NPO 団体、農的空間を活用した活動や環境学習に取り組んでいる保育園、幼稚園、小中学校、社会法人等の参加を得て、国内外・市内全域での気運醸成に取り組んだ。



引用：旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/kihonkousou.html>

【これまでの経過】

- 平成 27 年(2015 年)6 月 旧上瀬谷通信施設の日本返還が防衛省南関東防衛局から本市に報告
- 平成 29 年(2017 年)6 月 「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」設置
- 平成 29 年(2017 年)6 月～平成 30 年(2018 年)2 月 第 1 回検討委員会～第 6 回検討委員会
- 平成 30 年(2018 年)2 月 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案 <答申>
- 平成 30 年(2018 年)3 月 横浜市が基本構想案を策定
- 令和元年(2019 年)9 月 AIPH 総会で横浜市として 2027 年国際園芸博覧会の開催を申請
- 令和 3 年(2021 年)6 月 「2027 年国際園芸博覧会」の開催を閣議了解
- 令和 3 年(2021 年)11 月 「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」が設立
- 令和 4 年(2022 年)6 月 BIE に対し認定申請書を提出
- 令和 4 年(2022 年)11 月 フランス・パリで開催された第 171 回 BIE で認定申請が承認
- 令和 5 年(2023 年)5 月 国土交通省 2027 年国際園芸博覧会推進本部（第 1 回）開催
- 令和 5 年(2023 年)8 月 国土交通省 2027 年国際園芸博覧会推進本部（第 2 回）開催

《開催場所》

- ・横浜市は、開港都市としての歴史、大都市でありながら緑・農を積極的に保全してきた実績、園芸・造園・農業等の技術、観光や文化芸術の蓄積、道路・鉄道・航路等のアクセス、さらには様々な団体の活動と市民力等の特性を有しており、国際博覧会開催の素地を有していることを前提に、以下の理由に基づいて開催場所が選定されている。

《旧上瀬谷通信施設（約242ha）の選出理由》

- ・平成27年6月に米軍から返還された当該地区は、面積242haと首都圏においても貴重な広大で平坦な土地であること
- ・東名高速道路や保土ヶ谷バイパスの高規格道路に近接しており、交通アクセスの確保が可能であること
- ・農業振興と都市的土地利用による新しいまちづくりの検討を進めており、大きな可能性を有している、郊外部活性化の拠点であること



《旧上瀬谷通信施設について》

- 旧上瀬谷通信施設（区域面積：約242ha）は、米軍施設として利用され、約70年間にわたって土地利用が制限されていた区域。
- 2015年の全域返還を受け、横浜市は、農業振興と都市的土地利用により、郊外部における新たな活性化拠点を形成することとしている。
- 2027年国際園芸博覧会の会場の大部分は、博覧会后、都市公園として活用される予定。



引用：2027年国際園芸博覧会の準備状況と今後の方針について（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001622528.pdf>

《国際博覧会の概要》

- ・ 1990 年の大阪花の万博以来、日本で 37 年ぶりの A1 クラス（最上位）の国際園芸博覧会。
- ・ 国際博覧会事務局（BIE）認定の、日本では通算 7 回目の条約に基づく万国博覧会。



四季を感じさせる花修景



日本の伝統園芸(盆栽)の展示



植物と光の演出



リアル（植物本来の美しさ・魅力）とデジタル技術による演出が融合した展示



先端技術（自動運転）等により、快適性向上等を図り移動自体が楽しめる会場



引用：2027 年国際園芸博覧会の準備状況と今後の方針について（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001622528.pdf>

《国際博覧会の推進体制》

《GREEN×EXPO 2027 の推進体制》

● GREEN×EXPO ラボ

チェアパーソン
(総合監修・ランドスケープ)

涌井 史郎 様

東京都立大学環境学部特別教授
庭園万葉に学ぶ園芸総合大(ア)ユーザー事務局

園芸&園藝チーフコーディネーター
(花き園芸・造園・農の展示・出展・植物監理)

賀来 宏和 様

千葉大学大学院園芸学専攻園芸学専攻
2024年11月6日(金)第1回「緑の未来」フォーラム実行委員

マスターアーキテクト
(建築)

隈 研吾 様

東京大学特別教授・名誉教授

運営事業チーフディレクター
(会場運営・管理、催事、広報)

若松 浩文 様

志願アドバイザー、株式会社ランド代表取締役
愛知万博と運営事業ディレクターに就任

クリエイター
(屋内展示企画・キービジュアル開発)

蛸川 実花 様

写真家、映画監督



▲蛸川クリエイターによるキービジュアル

※公式アンバサダーに、芦田 愛菜さんが就任。

【公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会】

- ・ 地元地方公共団体及び経済界が中心となり、「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」を設立。
- ・ 国は、園芸博法に基づき、同社団法人を博覧会の準備及び運営を行う者（開催者）として指定。
- ・ 更に、令和4年12月20日には公益社団法人として認定。

協会役職	氏名	所属・役職
会長 代表理事	十倉 智和	一般社団法人 日本経済団体連合会 会長
事務総長 代表理事	河村 正人	地方自治体 地方創生推進事務局 局長
副会長 理事	石渡 哲夫	一般社団法人 奈良県園芸関係者協会 会長
	上野 孝	一般社団法人 神奈川県園芸工芸協会 会長 横浜国立大学 名誉教授
	黒岩 祐治	神奈川県知事
	小林 健	日本園芸会 会長
	横田 謙徳	公益社団法人 福岡県園芸 代表理事
	野宮 直文	一般社団法人 神奈川県園芸関係者協会 会長
	山田 竹春	福岡県知事
	和田 新也	一般社団法人 日本造園建設協会 会長
理事	河原 隆子	横浜国立大学 女性学 学長
	前野 謙代	アドバイザー

協会役職	氏名	所属・役職
理事	小室 康徳	株式会社 ワークライフエスエス 代表取締役社長
	サヘル・ローズ	作家
	山代 佳子	公益社団法人 経済同友会 副代表理事 本報記者グループ本社 取締役 兼 執行役員社長
	田中 博洋	学芸大学 大学院園芸学専攻 専攻長 東京大学 大学院農学系 専攻長 筑波大学 大学院農学系 専攻長
	ナリン アフガニ	artiferno (ptc. llc. Co-Founder ESPROG 株式会社 社長兼取締役
	南嶋 梨子	株式会社 デュー・エス・エー 代表取締役社長
	横田 美子	株式会社 ココロエ 代表取締役
	古高 まり	三菱UFJカード子会社 アール・エス・ティ 株式会社 調査・開発本部 リーダー アール・エス・ティ 株式会社 アール・エス・ティ エキスパート
事務次長・ 常務執行理事	近藤 達夫	元園芸指導者 園芸関係者
理事	太田 健晴	日本公園緑地協会 理事(園芸) 会長
理事	二川 知之	園芸関係者 園芸関係者

(令和5年4月1日時点、協会役職順(氏名五十音順、敬称略))

引用：2027年国際園芸博覧会の準備状況と今後の方針について（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001622528.pdf>

2) 2025年大阪・関西万博

〈国際博覧会開催構想打ち上げから開催国決定まで〉

(国際博覧会開催構想打ち上げから地元基本構想)

- ・2025年国際博覧会（万博）に向けた検討は、平成26年に大阪府で始まった。大阪では平成25年にグランフロント大阪、平成26年にはあべのハルカスの開業といった、街のランドマークの整備が進み、訪日外国人（インバウンド）が増加し始めるなど街の姿が大きく変わった。
- ・平成26年8月6日、大阪府議会の最大会派である「大阪維新の会・みんなの党都構想推進大阪府議会議員団」が提出した「平成26年度大阪府施策についての提言」において、令和7年の国際博覧会誘致が提案され、松井一郎大阪府知事は同日、担当部局（政策企画部企画室）に対して誘致に向けた検討を指示。
- ・国際博覧会を統括する博覧会国際事務局（BIE）の規定では、2025年の登録博覧会の立候補の受付は開催予定日から遡っての9年前（平成28年）から開始され、最初の国が立候補してから半年後に締め切られる。そのため、最短で2年弱の準備期間しかなく、大阪開催の可能性検討を早急に進める必要があった。
- ・政策企画部企画室では、まずは国際博覧会に関する情報収集をすべく、国際博覧会を所管する経済産業省や平成17年に国際博覧会が開催された愛知県などにヒアリングを実施。また、大阪での開催可能性を検討するため、経済、産業、文化、医療、国際関係、メディアなどの様々な分野で活躍されている有識者への意見聴取を実施。併せて、国際博覧会に精通している元経済企画庁長官で大阪府特別顧問の堺屋太一氏と同特別顧問の橋爪紳也氏から助言をいただき、大阪で開催する場合の開催意義・理念、開催候補地、事業規模及び経済効果について調査を実施。
- ・平成26年10月には、庁内に「国際博覧会誘致検討委員会」を設置し、地元の合意形成に向け、経済団体の実務担当者とも意見交換を重ねた。
- ・平成27年1月には、松井知事、橋下大阪市長、森関西経済連合会会長、佐藤大阪商工会議所会頭、村尾関西経済同友会代表幹事が大阪市内で会談し、国際博覧会の大阪誘致の可能性を検討するため、経済界や有識者を交えた会議体設置を合意。
- ・同年4月には、行政、経済界、有識者をメンバーとする「国際博覧会大阪誘致構想検討会」を設置。検討結果をとりまとめた報告書「国際博覧会大阪誘致の可能性検討状況について」を8月に公表。
- ・平成27年9月に、国際博覧会の効果を調査するため、松井知事はミラノ国際博覧会を視察するとともに、ビセンテ・ゴンザレス・ロセルタレス BIE 事務局長と意見交換。
- ・松井知事は平成28年1月に菅義偉官房長官を、同年3月に林幹雄経済産業大臣を訪問し、令和7年に開催される国際博覧会の大阪開催を国家プロジェクトとして位置づけるよう要請。
- ・平成28年6月、「2025年日本万国博覧会基本構想」試案を公表。
- ・国、行政、経済界、有識者計26名からなる「2025年万博基本構想検討会議」を設置。検討会は、全体会議4回、理念・事業展開部会2回、整備等部会3回を開催し、同年10月28日の全体会議では、「2025年日本万国博覧会基本構想」（府案）をとりまとめた。
- ・平成28年8月に、大阪府では、政策企画部内に万博誘致プロジェクトチーム（専任職員12名、兼任職員4名）を設置。
- ・平成28年11月に「2025年日本万国博覧会基本構想案」を国に提出。

（国検討会設置から開催国決定まで）

- ・平成 28 年 9 月、第 73 回関西広域連合委員会が開催され、国際博覧会開催の意義に賛同する旨の決議が全会一致で採択。
- ・同年 11 月には大阪市において、それぞれ 2025 年国際博覧会誘致を推進する旨の決議が賛成多数で可決。大阪府、大阪市、関西広域連合、地元の経済界代表者を構成員とする、「2025 日本万国博覧会誘致委員会準備会」の発足式を開催。
- ・平成 29 年 11 月、大阪府議会は「2025 大阪万国博覧会誘致推進議員連盟」を設立。
- ・平成 30 年 2 月、大阪市会では超党派で 2025 大阪万国博覧会誘致推進議員連盟が設立。
- ・平成 29 年 6 月に、パリ市内の OECD カンファレンスセンターで開催された BIE 総会において、2025 年国際博覧会立候補国による初めてのプレゼンテーション実施。立候補国は日本（大阪）、フランス（サクレイ）、ロシア（エカテリンブルグ）、アゼルバイジャン（バクー）の 4 か国。
- ・平成 29 年 11 月、パリ市内の OECD カンファレンスセンターで開催された BIE 総会において、6 月に続き、2 度目のプレゼンテーション実施。
- ・平成 30 年 3 月、2025 年国際博覧会の準備状況、地元の受け入れ体制及び会場計画等を調査するために、BIE 調査団が来日。
- ・平成 30 年 11 月に、パリ市内の OECD カンファレンスセンターで BIE 総会が開催され、2025 年の国際博覧会立候補国による最後のプレゼンテーションが行われ、2025 年国際博覧会の日本での開催が決定。

引用：EXPO2025 大阪・関西万博 誘致活動の軌跡（2025 日本万国博覧会誘致委員会）
<https://www.osaka.cci.or.jp/2025expo/kiseki/ex2025kiseki.pdf>

《万博開催に向けたこれまでの取り組みと今後のスケジュール》

- ・平成 30 年 11 月の開催国決定を受け、令和 2 年以降万博開催に向けた具体的な取組を実施している。



引用：2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）
https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku_suishin/2025expo/index.html

＜万博推進体制＞

【公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 役員一覧】

● 役員構成：（2023年6月14日時点/最新版）

名望地裁	特別高層顧問	
会長（代表理事）	十倉 雅和	一般社団法人日本経済団体連合会会長
事務局長（代表理事）	石毛 壽行	財団法人行政法人日本貿易振興機構理事
副会長（理事）	松本 正義	公益社団法人関西経済連合会会長
	角元 肇治	一般社団法人関西経済同友会代表幹事
	川崎 博世	神戸商工会議所会長
	新波 剛志	公益社団法人経済同友会代表幹事
	横山 英孝	大阪市長
	堀部 聡	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 財政委員会委員長
ウスビ・サコ	京都精華大学 前学長/全学研究機構長 人間環境デザインプログラム 教授	
理事	池坊 勇好	醸造家元池坊 次期家元、一般社団法人酒造組合副理事長
	小川 曜子	パナソニックホールディングス株式会社 専ら 関西支社 - 万博推進担当（兼）テックユースプラント事業担当
	ロバート・キャンベル	早稲田大学 特命教授
	岸原 美津佳	公益社団法人経済同友会 副代表幹事、株式会社価値総合研究所 代表取締役社長
	佐野 真由子	京都大学大学院教育学部研究科 教授
	青田 千代乃	アート引越センター株式会社 名誉会長
	野崎 谷子	国立大学法人早稲田大学 理事
	野田 由美子	一般社団法人日本経済団体連合会 副会長、ヴェオリア・ジャパン株式会社 代表取締役社長
	南麻 恭子	大阪商工会議所 副会長・女性委員長、株式会社映像製作所 代表取締役社長
	フォーリー・淳子	一般社団法人関西経済同友会 常任幹事、大同門株式会社 代表取締役社長
	阪本 ともみ	サントリーホールディングス株式会社 顧問、CSJアンバサダー - 公益財団法人サントリー芸術財団 専務理事
	御手洗 穂子	株式会社筑豊近エコーディング 代表取締役社長
	万野 五子	日本労働組合連合会 会長
副事務局長（理事）	高川 淳	前内閣官庁副事務局長兼国土部事務次官
	中川 直正	前近畿地方整備局長
	田中 清剛	前大阪府副知事
	榎 典彦	前公益社団法人関西経済連合会常務理事
監事	小原 正取	エコーの法律事務所 代表弁護士、中野 裕之、中野弘昭会計士、柳聖士事務所所長、弘昭会計士、柳聖士

【事務局体制】

2019年1月30日
法人設立

2019年4月19日
万博特別措置法成立

2019年5月31日
経済産業大臣が当協会を博覧会
業務を行う法人に認定

2019年10月21日
内閣府より公益認定を受け、
「公益社団法人」となる

【事務局組織図】



● 人員（2023.7.1時点）

国・大阪府・大阪市・関西広域連合構成府県
市・経済界等より職員を派遣（681名）

引用：2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）

https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku_suishin/2025expo/index.html

【プロデューサー】

会場デザイン プロデューサー		会場運営 プロデューサー		テーマ事業 プロデューサー			
<p>藤本 壮介 建築家</p> 	<p>石川 勝 プランナー、ディレクター</p> 	<p>宮田 裕章 徳島県立大学教授</p> 	<p>石黒 浩 大阪大学学長特別 アドバイザー NPO石黒会社創設者/元最高顧問</p> 	<p>中島 さち子 音楽家、都立研究員、 STEAM教育家</p> 	<p>落合 陽一 メディア・アーティスト</p> 		
<p>健康企画 プロデューサー</p> <p>小橋 賢晃 東京エフアールシー</p> 		<p>福岡 祥一 立教大学 岡山大学医学部</p> 	<p>河森 正治 アトリエ河森 創設、株式会社 河森プロデューサー</p> 	<p>小山 美堂 放送作家 宇都宮大学創学室</p> 	<p>河瀬 直美 映画作家</p> 		

【シニアアドバイザー】

<p>安藤 忠雄 建築家 photo by 菅野直史</p> 	<p>池坊 専好 華道家元/池坊 次期家元</p> 	<p>大崎 洋 志事興業ホールディ ングス株式会社 副代表取締役社長</p> 	<p>(五十嵐順・穂坊崎)</p> <p>桂 文枝 言語家</p> 
<p>河瀬 直美 映画作家 photo by KEI</p> 	<p>ロバート キャンベル 早稲田大学特命教授</p> 	<p>コシノ ジュンコ デザイナー</p> 	<p>五神 真 理化学研究所 理事長</p> 
<p>ウスビ・サコ 京都精華大学前学長/ 全学研究協議会 人間環境 デザインプログラム 教授</p> 	<p>千 宗室 花道第十家元</p> 	<p>西尾 章治郎 大阪大学総長</p> 	<p>宮田 亮平 金工作家</p> 
<p>山極 壽一 総合地球環境学 研究所長</p> 	<p>山崎 直子 宇宙飛行士 ©NASA</p> 	<p>吉田 憲司 国立民族学博物館館長</p> 	

引用：2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）
https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku_suishin/2025expo/index.html

《万博の開催概要》

- ・大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を体現する様々な参加形態や事業、会場のデザインを含む会場計画、運営計画、資金計画等をまとめた協会のマスタープラン「基本計画」を2020年12月策定・公表。
- ・基本計画に基づき、参加国、国際機関への招請活動や企業・団体・自治体・市民団体等の参加と共創を促進するとともに、各事業の実施計画の策定や具体的な取り組みを推進。

【開催概要】

名 称：2025年日本国際博覧会（略称 大阪・関西万博）

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン

サブテーマ：Saving Lives（いのちを救う）

Empowering Lives（いのちに力を与える）

Connecting Lives（いのちをつなぐ）

コンセプト：People's Living Lab（未来社会の実験場）

会 場：夢洲（ゆめしま）（大阪市此花区）

開催期間：2025年4月13日～10月13日



リング1F：グラウンドウォーク



リング2F：スカイウォーク



引用：2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）

https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku_suishin/2025expo/index.html

会場レイアウト（会場予定地 約 155ha）



最新の模型公開



フライスルー動画

- ・フルVer : <https://youtu.be/Wq7ravMwEyo>
- ・30秒Ver (ダイジェスト版) : <https://youtu.be/O9ftNKIlwFI>



引用：2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）
https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku_suishin/2025expo/index.html

(2) 大規模公園エリアの整備のあり方検討

1) 大規模緑地（万博・花博等）の導入検討

- ・大規模緑地の活用事例としては、令和9年に予定されている横浜市の国際園芸博覧会と令和7年大阪・関西万博を事例として採用した。
- ・万博・花博等の国際博覧会については、閣議了解を経て、認定申請の承認を得る必要があるため、横浜市は8年、大阪府・大阪市は11年の年月を要している。
- ・国際博覧会は、候補都市のプレゼンテーションにより、認定を勝ち取る必要があるが、その前に国会の閣議承認を得るために、事前の根回しを行う必要があり、合意取得のための準備期間が必要である。
- ・また、同時に県民・市民への合意形成も必要とされることから、国際博覧会の導入のハードルは高い。
- ・普天間飛行場跡地は、返還に伴う大規模空地の創出によって、十分な用地の確保が可能であることから、認定を得られるプランを作成することが可能であると考えられるが、交通への影響や公共交通への対応を改善する必要がある。

2) 令和6年度以降の検討

令和5年度業務では、大規模公園エリア整備の方向性の検討を行うため、大規模跡地（花博・万博等）活用事例収集及び大規模公園エリア整備の方向性の検討の検討を行った。

令和6年度以降は、令和5年度業務を踏まえた「大規模公園エリアの整備のあり方検討」を行い、「大規模公園の整備方針の検討」に繋げていく。

6. 事業スキーム・官民連携手法の検討

行程計画の「事業スキーム・官民連携手法の検討」の一部として、令和5年度は「事業スキームの可能性・体制確立の進め方検討」「官民連携手法の導入可能性・対象施設の検討」の一部を実施した。

(1) 事業スキームの可能性・体制確立の進め方検討

普天間飛行場跡地利用の実現のために、事業を円滑に推進できるスキームを構築することを目的とし、実現可能性のある事業手法の検討、事業の推進体制を構築する上で重要となる施行者の可能性について検討した。

1) 事業スキーム・官民連携の可能性検討（公的機関等）

普天間飛行場跡地利用の実現に向けて、事業スキーム検討の上での重要な要因となる特徴は以下のものがある。

- ①面積が広大（約481ha）
- ②地権者数が多大（約3,800人：平成24年度）
- ③ほとんどが民有地
- ④整備後の公共用地率が高い（大規模公園、道路）

面積が広大な土地の事業化については、全体を一括で事業化するだけでなく、工区を区切って複数に区分した施行地区での事業化の可能性はあるが、総合的なまちづくりを実現するには、ある程度のまとまりでの事業化を可能とし、面的・総合的な整備手法がふさわしい。

地権者が多大であるため、地権者の土地に関する権利の整理が可能で、地権者の理解を得られる民主的な手続きによって進められる事業が望まれる。

現況のほとんどを占める民有地のうちの多くが、整備後に公共用地となることを目指しているため、新たに事業で公共用地を生み出す必要がある。新たに公共用地を創出する方法は、地権者と行政間の個別の土地売買による方法と、事業全体で地権者が応分の負担し創出する方法とがある。

これらの事業上の課題を解決できる手法として、土地区画整理事業がある。土地区画整理事業は土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を換地により実現できる手法であるが、他の整備手法と比べ次のような優れた特徴をもつ。

- ①面的・総合的整備手法である
- ②民主的な手続きによって進められる
- ③公共施設の整備を公平な受益と負担の配分によって実現できる
- ④既存のコミュニティを保全・維持しながら市街地の計画的整備が実現できる
- ⑤多様な事業目的に対応できる
- ⑥多様な事業財源を活用できる
- ⑦民間活力を活用できる
- ⑧他の事業や制度との連携ができる

これらの特徴をふまえ、普天間飛行場跡地利用の実現のために可能性のある事業スキームとして、土地区画整理事業の導入が想定される。

2) 施行予定候補者となり得る組織の可能性

事業推進の手順は、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を換地により実現できる手法として、土地区画整理事業の導入が想定される。

土地区画整理事業を施行する者を施行者といい、土地区画整理法において次の通り定められている。

①個人施行者（土地区画整理法第3条第1項）

宅地について所有権若しくは借地権を有する者、またはその同意を得た者は、1人または数人で施行することができる。

②土地区画整理組合(土地区画整理法第3条第2項)

宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上で設立する土地区画整理組合は、施行することができる。

③区画整理会社（土地区画整理法第3条第3項）

宅地について所有権又は借地権を有する者を株主とする株式会社で次に掲げる要件のすべてに該当するものは、施行することができる。

- ・土地区画整理事業の施行を主たる目的とするものであること。
- ・公開会社でないこと。
- ・施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。
- ・前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有する借地権の目的となっているその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となっている宅地の総地積との合計の三分の二以上であること。

④都道府県又は市町村（土地区画整理法第3条第4項）

都道府県又は市町村は、施行区域の土地について施行することができる。

⑤国土交通大臣（土地区画整理法第3条第5項）

国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるもののうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認められるもの又は都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不適當であると認められるものについて、自ら施行することができる。

⑥独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第3条の2）

独立行政法人都市再生機構は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合、または国土交通大臣が国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合に、施行することができる。

⑦地方住宅供給公社(土地区画整理法第3条の3)

地方住宅供給公社は、国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）が地方住宅供給公社の行う住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難であると認める場合に、施行することができる。

普天間飛行場跡地の区域面積、区域内の権利者数を考慮した場合、事業の進め方として、全体を一括で施行する場合と、複数の事業に区分して施行する場合が考えられる。

1人または数人の権利者の全員同意が必要となる個人施行は、複数の事業に区分して施行する場合、部分的に個人施行が実施される可能性がないとは言い切れないが、跡地利用計画の根幹となる部分での施行者とは考えにくい。

また、国土交通大臣が施行者となる可能性は「急施を要すると認められるもの」に該当するかの判断による。

そのため、普天間跡地利用計画において、土地区画整理事業の施行者の候補となる可能性があるのは、公的機関等では、沖縄県又は宜野湾市、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社となる。

民間では、土地区画整理組合、土地区画整理会社が施行者の候補となる可能性がある。

（２）官民連携手法の導入可能性・対象施設の検討

１）民間の力を結集する仕組み（CM方式等）の検討

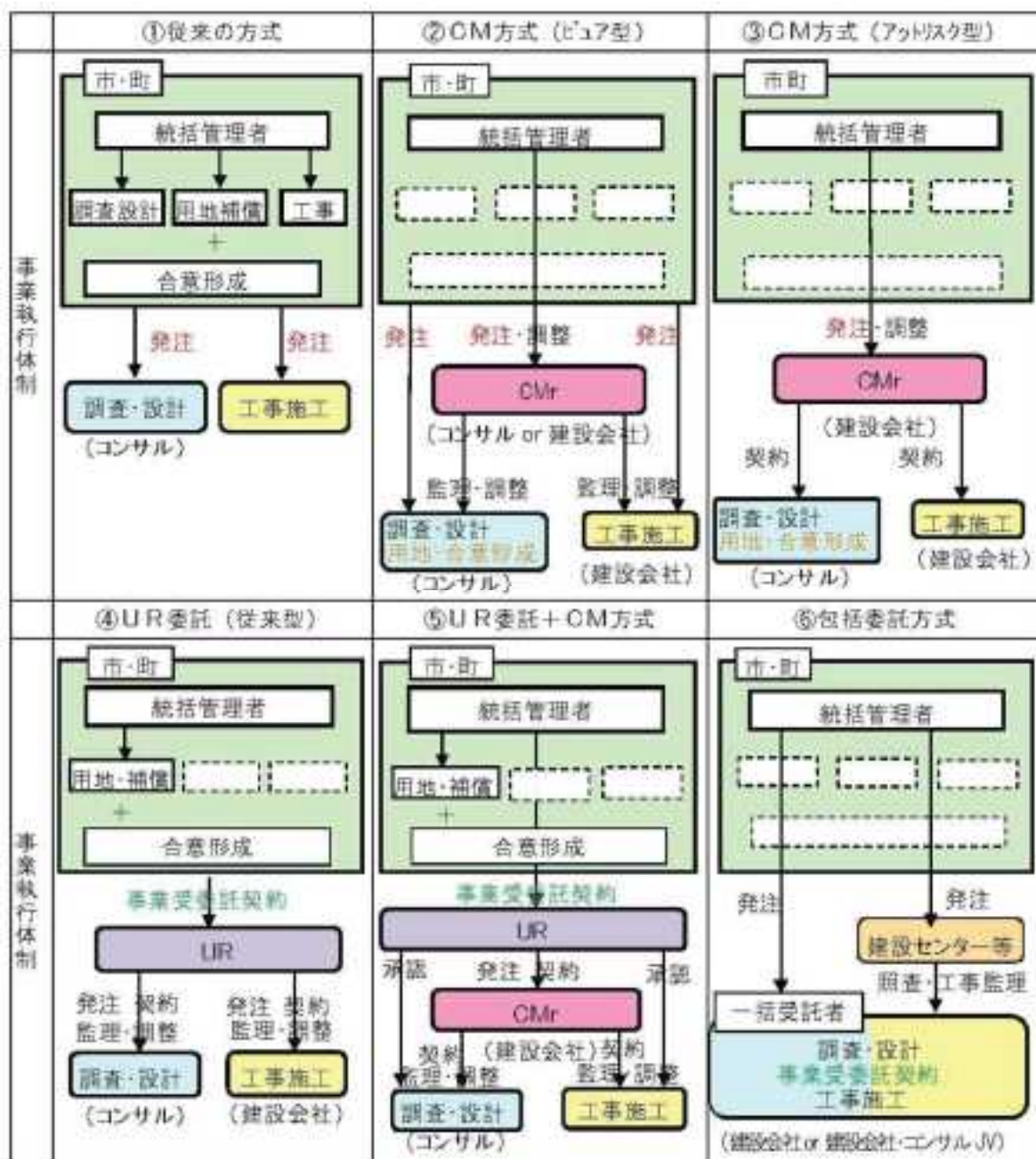
返還時に大規模造成を伴う基地跡地整備や新都市建設の経験をもつ人材を確保することは困難と考えられるため、事業実施時期に向けて人材の育成や公的機関の下でゼネコン・コンサルタントなど民間の力を結集する仕組みを構築することは有効である。そのため、民間の力を結集する仕組みを検討した。

①民間の力を結集する仕組み

民間の力を結集する仕組みについては、東日本大震災復興まちづくりで検討され、複数の被災地において複数の方法が導入されており、この仕組みを参考にすることは、普天間飛行場跡地利用の実現において有効と考えられる。そのため、東日本大震災復興まちづくりで活用が検討された、民間の力を結集する仕組みについて整理した上で、各仕組みを導入する際の視点を整理する。

東日本大震災における復興まちづくり事業では、全国自治体から派遣され職員やUR都市機構の支援により、職員不足に対応してきたがそれでもなお事業を円滑に推進するためには、マンパワーが不足している状況であった。そこで宮城県では、平成24年度当初の段階で、国土交通省や復興庁、UR都市機構、区画整理促進機構、実際に業務を受注する可能性のある建設会社や設計コンサルタント等と意見交換を実施しながら、民間のノウハウを積極的に活用する業務委託方式を検討した。その後検討結果及び各被災市町への発注形式に関するヒアリング結果を踏まえ、国土交通省、及びUR都市機構と意見交換した上で、被災市町担当者を対象とした発注方式に関する勉強会を開催した。平成24年度当初の段階で、宮城県において検討されていた発注パターンは図Ⅱ-1-6の通りである。

- ・ 従来方式
- ・ CM方式（ピュア型）
- ・ CM方式（アットリスク型）
- ・ UR委託（従来型）
- ・ UR委託+CM方式
- ・ 包括委託方式：
 施行者である地方公共団体が、施行者業務の相当部分を委託する方式



図Ⅱ-1-6 事業執行体制の比較

引用：津波被害からの復興まちづくりガイダンス（改訂版）/国土交通省 都市局

《CM方式（ピュア型）、CM方式（アットリスク型）》

CM方式は、「建設生産・管理システム」の一つであり、従来の委託者・発注者と設計者、工事受注者等の二者構造による事業執行方式に対して、委託者・発注者の補助者・代行者（エージェンシー）であるCMRを加えた三者構造の事業執行方式であり、委託者・発注者が行う業務を代行的に実施し、委託者・発注者と設計者・工事受注者に対してマネジメント業務を行う。

建設コンサルタント協会では、国土交通省等の検討結果を参考としながらCM方式を、「プロジェクトの実施に際し、委託者・発注者や設計者・工事受注者等とは別にCMR（企

業体)という組織を置き、このCMRがプロジェクトの計画、設計、発注、施工、維持管理の各段階において、組織としての独立性を保ちつつ、委託者の代行者またはパートナーとしての立場から、設計の検討や工事発注方式の検討及び工程、品質、コストの管理等、各種のマネジメント業務を行う方式をいう」と定義している。

マネジメント業務を担う組織を「CMR」、マネジメント業務の技術上の管理を行う管理技術者を「CMr」と呼ぶ。

CM方式は、「ピュア型CM方式」と「アットリスク型CM方式」に大別され、2002(平成14)年2月に国土交通省がとりまとめた「CM方式活用のガイドライン」に、その概要が記述されている。

「ピュア型CM方式」は、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものである。施工に伴う最終的なリスク(施工を分離することなどに伴う全体工事の完成に関するリスク)について発注者が負うため、発注者が支出する工事費がその分増加する可能性がある。「アットリスク型CM方式」は、発注者が支出する工事費を低減するために、CMRにマネジメント業務に加えて施工に関するリスクを負わせるものである。ピュア型CM方式とアットリスク型CM方式の特徴を表Ⅱ-1-15に示す。

表Ⅱ-1-15 ピュア型とアットリスク型の相違

		ピュア型	アットリスク型
定義	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトに際し、委託者・発注者や設計者・工事受注者等とは別にCMR (Construction Manager: CMRは企業体、CMrは管理技術者)という組織(技術者)を置く。 ・プロジェクトの基本計画、設計、施工、維持管理の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討および工程、品質、コストの管理等を実施する。 ・各種の業務を委託者・発注者とCM方式の対象事業の設計者、工事受注者等に対してマネジメント業務を行う方法である。 	
	相違	<ul style="list-style-type: none"> ・CMRは独立性を保ちつつ、委託者・発注者の代行的な役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CMRから設計会社⁵、施工会社に業務や工事を発注する。 ・発注者の施工に関するコストオーバーランリスクをCMRへ移転する。
事業スキーム (図 1-11)		<ul style="list-style-type: none"> ・委託者と設計契約もしくは発注者と工事請負契約している設計者もしくは工事受注者とは別に、委託者とCMRとの間でCM契約(準委任)を締結する。 ・CMRは、委託者・発注者並びに設計者や工事受注者に対してマネジメント業務を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者とCMR間で工事全体(調査、設計を含む場合もある)について一括でCM契約(請負)を締結する。 ・CMRと設計会社もしくは施工会社との間でそれぞれ契約(委託、請負)を締結し、CMRが発注者並びに設計者や工事受注者に対してマネジメント業務を実施する。

引用：CM方式活用の手引き(案)【改訂版】平成31年/一般社団法人建設コンサルタント協会

《UR委託+CM方式》

UR委託+CM方式は、自治体（事業主体）、UR（発注者）、CMR（受注者）の三者による事業実施体制の下、自治体（事業主体）から事業委託を受けたUR（発注者）と、CMR（受注者）の間で契約されたコストプラスフィー契約やオープンブック方式などの活用ツールを導入した事業執行システムである。UR委託+CM方式の特徴は図Ⅱ-1-7の通りである。

比較項目	一般公共工事	復興CM方式
契約方式	工事の竣工のみを発注する方式（設計と施工は分離）	設計・施工一括発注方式
入札方式	競争入札等（価格競争方式等）	随意契約（公募型プロポーザル・価格交渉方式）
支払方式	<p>経費請求契約方式</p>	<p>コストプラスフィー契約・オープンブック方式</p>
発注口	調査・測量・設計・工事を段階的に個別発注	調査・測量・設計・工事を一括発注
不確定エリアの対応	確定した仕様・数量のエリアから順次、工事契約	速やかに工事着手できる早期整備エリアと、仕様・数量等が不確定で条件が整った段階で実施する次期整備エリアに区分した上で一括の契約
リスクの取扱い	発注者リスクは一括総請負契約の中に含まれ、発注者リスクが発生した場合は工事請負契約に基づき協議により対応	想定される発注者リスク（整備計画や現場条件の変動等）が発現した場合に必要な金額を請負代金額とは別枠であらかじめ計上
専門業者	元請が決定（原則、発注者は関与しない）	CMRが選定し発注者（UR）が承認（発注者が関与）
専門業者との契約・支払	非開示（発注者は建設業法に基づく情報等による確認は実施）	オープンブックにより開示（発注者は専門業者への契約額と実際の支払経費額を確認し、支払い）
配置技術者	元請けとして建設業法に基づく技術者の配置	元請けとして建設業法に基づく技術者の配置+CMR（マネジメント業務の実施）として統括管理技術者の配置

※ 透明性が求められる災害対応・復旧においては、緊急態に対応して随意契約や形式競争入札等を利用

図Ⅱ-1-7 復興CM方式の特徴

引用：東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会報告書 平成29年3月/国土交通省土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

②民間の力を結集する仕組みにより期待される効果

東日本大震災復興まちづくりで活用が検討された、民間の力を結集する仕組みについては、事業着手時の施行者の状況により、採用したパターンは異なっているが、事業の課題解決のための有効な手段と言える。

以下に東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会報告書にて報告された、CMRの活用に期待される効果の適用イメージを掲載する。

関連する多くの事業が錯綜する広範囲のプロジェクトや発注者の技術力が不足しているプロジェクトでの適用イメージが図Ⅱ-1-8のような場合である。



図Ⅱ-1-8 CMRの適用イメージ

引用：東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会報告書 平成29年3月/国土交通省土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

普天間飛行場跡地利用計画は、関連する多くの事業が錯綜する広範囲のプロジェクトとなることが想定される。

その中で発生が予期される課題解決のため、「施行者の負担軽減」、「マンパワーの補完」という事業を円滑に推進していくための発注者支援の視点、「工期短縮」「コスト削減」「品質確保」という事業効率化の視点で、民間の力を結集する仕組みを選定し、導入することが有効であるといえる。